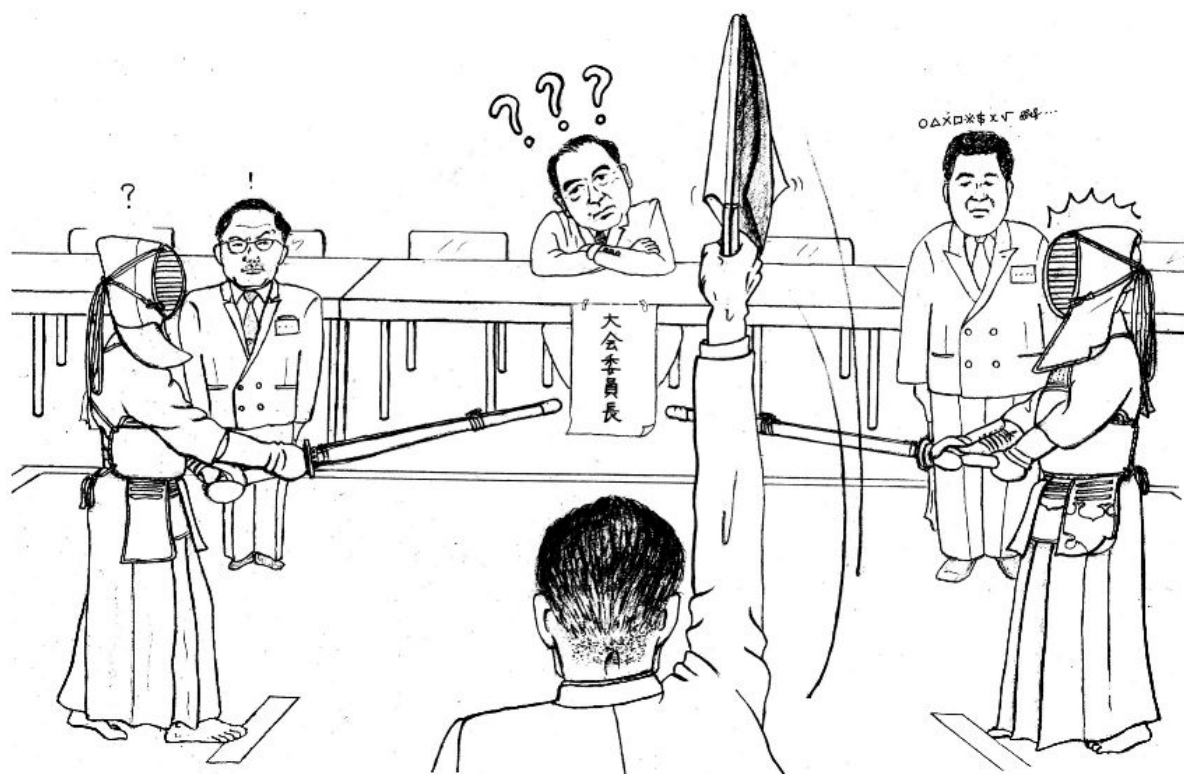


# 剣道ハンドブック第五集

## 改訂版

平成21年2月4日



剣道審判法

審判・規則 Q&A

剣道試合・審判規則

剣道試合・審判細則

(全国高体連申し合わせ事項)

神奈川県高体連剣道専門部

# 目 次

|                                |       |     |
|--------------------------------|-------|-----|
| 高校生など部員向け                      | ----- | 3   |
| 1：新版素朴な疑問 50 選                 |       |     |
| 2：チャレンジ剣道検定試験 20 問             | ----- | 1 3 |
| (1) 問題編                        |       |     |
| (2) 回答編                        |       |     |
| 教員・指導者向け                       | ----- | 2 8 |
| 審判員の心構え                        |       |     |
| 1. はじめに                        |       |     |
| 2. 審判員の目的と審判員の任務               |       |     |
| 3. 審判員の基礎的条件                   |       |     |
| 4. 審判に当たっての基本的な留意点             |       |     |
| (1) 審判員の立場                     |       |     |
| (2) 規則の基本的概念と諸現象に対する判断         |       |     |
| (3) 概念規定の解釈                    |       |     |
| 5. 現行規則の解釈とその運用                |       |     |
| (1) 有効打突                       |       |     |
| (2) 有効打突を判断する材料                |       |     |
| (3) 反則事項を厳格に見極める               |       |     |
| (4) 「分かれ」の適正な運用                |       |     |
| (5) 鏝競り合いの見極めと解消               |       |     |
| (6) 逆交差                        |       |     |
| (7) 不当な中止要請                    |       |     |
| (8) その他                        |       |     |
| 剣道試合・審判・運営要領                   |       |     |
| 1. 試合・審判規則並びに細則 第 1 編 試合 Q & A |       |     |
| 2. 試合・審判規則並びに細則 第 1 編 審判 Q & A |       |     |
| 3. 試合・審判運営要領 Q & A             |       |     |
| その他                            |       |     |
| 1. よく注意されること 50 か条             |       |     |
| 2. オーダーミスに対する措置について            |       |     |
| 3. 試合放棄に対する措置について              |       |     |
| ルールブック                         | ----- | 3 9 |
| 剣道試合・審判規則                      |       |     |
| 剣道試合・審判細則                      |       |     |
| (全国高体連申し合わせ事項)                 |       |     |
| 鏝競り合い改善の補足事項                   | ----- | 6 1 |
| ハンドブックの歩み                      | ----- | 6 6 |

# 新版

# 素朴な疑問 50選

以前掲載した「素朴な疑問集」と「素朴な疑問集 PART2」を、その内容から50問に精選し、分類してみました。前回同様、部活動の仲間同士で話し合ったり、剣道修行の参考にしていただければと思います。

## (1) 剣道のマナー、たしなみ、きまりなどに関するもの

### 回答編

Q 1 試合の時、サポーターなどに規制があるのは何故ですか？



剣道用サポーター

A 1 安全上の配慮と、試合上の公平さを維持するためにこうしたルールがあります。現在、五本指の小手やすべり止め付きの柄皮の使用が認められていないのも、試合上の公平さの維持が根拠となっています。

【解説】「細則」第7条に「サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める」とあり、「剣道試合・審判規則の改正と運用上の要点」には「サポーターなどは、肘や膝に使用するものを足に使用すること、またゴムや革を底に貼った物等の使用は認めない。」とあります。

Q 2 団体戦で試合者が交代する際、胴づきや握手などをしてはいけないのはなぜですか？



A 2 武道としての剣道の試合が終わった者や試合に臨む者のすべきことではないと考えられるからです。

【解説】剣道は自分の力で正々堂々と戦う武道です。試合がおわったらきちっと礼をしてさがるものです。肅々とした退場は試合に余韻を持たせません。そして、次人は無念無想の気持ちで試合に臨みます。

Q 3 団体戦で、「勝者数法」と、「勝ち抜き法」の使い分けはどのようになっているのでしょうか？「勝ち抜き法」はあまりやっていないようですが、なぜなのでしょう？

A 3 それぞれの試合や大会の目的や運営方針によって決められています。勝ち抜きは時間がかかったり、後の選手が試合をしないまま終了する場合もあり、運営上避けることが多いようです。

【解説】「勝ち抜き法」で行われてきた全日本東西対抗戦も上記の理由から現在は「勝者数法」になりました。

Q 4 団体戦で、それぞれの対戦に延長がない場合とある場合があるのはどうしてですか？

A 5 これも大会の性質、目的、運営上の観点などから違いがあります。



Q 5 防具全体、防具のひも、剣道着（稽古着・袴）、竹刀の竹・柄・先革・中結び・弦などの色の規定はありますか？良し悪しの理由があれば教えてください。

A 5 色の規定はありません。しかし、武道という性質上、不文律である慣習法のようなことでこれまで問題なくきているのでしょう。ちなみに居合道では「居合道着は黒または白の筒袖とする。」と明記されています。

【解説】全国高体連申し合わせ事項に「華美にならないように」と書かれています。

Q 6 打突の際の発声は何と言っているかわからない場合が多いのですが、それでよいのでしょうか？例えば、面を打った際「小手！」と言ったり、胴を打った際「面！」と言ったらどう対処すればよいですか？

A 6 正確には有効打突にはなりません。

【解説】有効打突の条件には次のようになっています。「有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」充実した氣勢の時に違う部位の名称を発声するわけがありません。

Q 7 「蹲踞」はなぜ行うのですか？そもそも「蹲踞」にはどのような意味があるのでしょうか



現代剣道の蹲踞姿勢（納刀時）

A 7 蹲踞とは、本来は礼法の一つです。立礼・座礼・蹲踞の礼があり蹲踞の礼は、屋外などで目上の人に礼をするときに立礼では失礼だが座礼もできないような場合の敬礼として行われていました。古流の中には蹲踞の姿勢で礼をしてから刀をつかむ流派もあります。

Q 8 右手だけで打つ片手技はありますか？

A 8 あります。全日本剣道連盟で出している「少年剣道指導要領」などでは右片手の技は紹介されていませんが、上段から右片手で打つ場合があります。

【解説】昔の人は相手の面うちに対して右に開いて右片手反面を打ったりしていたそうです。

Q 9 利き手によって、構えが変わったり、竹刀を持つ手が逆になったりしてよいのでしょうか？



左手前の構え

A 9 竹刀の持ち方に対する規定はありません。左手前の中段の場合、左小手が有効打部位となります。

【解説】日本固有文化継承のため右手前の構えを基本として指導しています。

Q 10 ガッツポーズをしてはいけないのはなぜでしょうか？



ガッツポーズは「非礼な言動」

A 10 「規則」第16条の相手に対する非礼な言動に当たるからです。

【解説】自分が一本取ったり、勝った場合に行われるガッツポーズは「礼に始まり礼に終わる」剣道の相手を尊重する精神に反する恥ずかしい行為であり、相手の気持ちを無視した自己中心的な行為といえます。

Q 11 日本剣道形では下段や八相、脇構えなども習いますが、実際の剣道ではなぜ使われないのでしょうか？また、使われないものをなぜ剣道形で学ぶのでしょうか？



脇構え



八相の構え

(屋内でも戦えるように上段が変化した)

Q 12 観客だけでなく、選手席の選手や監督までも、「声援」や「指示」をしてはいけないのはなぜですか？



第45回関東大会より

Q 13 なぜ男子と女子が対戦するような試合が行われないのでしょうか？

Q 14 高体連の試合では3尺6寸や3尺7寸の竹刀は使用できないのですか？

A 11 日本剣道形は、剣道の各流派の主な技の中から最も基本的で重要な技を選び、大正元年(1912年)に制定されたものです。この剣道形は、礼儀作法、構え、攻防、間合い、気合い、残心など剣道で重要な理合を修得できるよう組み立てられています。したがって、これを日常的にしっかり稽古することが、竹刀を用いた剣道に多大な効果を与えるということを忘れてはなりません。さて、現代剣道においても上段に対する下段の構えや、上段が変化した八相の構えなど使われる場面があります。また、脇構えは現代剣道ではあまり使われていませんが、元々は刀の長さを相手に見せず、間を有利に運ぶためのもので、現代剣道でもその理合は十分に生かされているのです。

A 12 武道としての剣道にそぐわない行為だからです。また、声援などが大きくて、審判の宣告や時間の終了の合図が聞こえにくくなるという重大な障害をもたらすこともあるからです。

【解説】「剣道試合・審判運営要領」には、「監督・試合者は選手席への時計の持ち込み、サインなどによる指示や試合者への声援をしてはならない。」と規定されています。ここには監督、選手以外の観戦者についてまでは特に規定されていませんが、あくまでマナーとして同様の姿勢を持つべきでしょう。

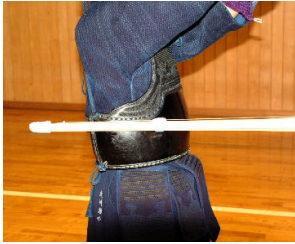
A 13 高体連主催の公式試合では、男女が試合をすることは現在ではまず見られません。それは、大会自体が「男子団体」「女子個人」などと性別を指定して実施されているからです。もしこうした指定がなければ実施可能でしょうし、かつて実際に行われていた時期があったかもしれません。剣道連盟主催の大会などでは、競技性の度合いによって男女が試合を行うこともあります。ただ、競技条件の公平性、安全性、また、生理的な体力差や、竹刀の検量規定の違いなども考慮して、高体連では現行通り男女別での試合が今後も行われていくと思います。

A 14 剣道試合・審判規則第4章「補足」の表2に示された竹刀の基準によれば、高校生(相当年齢)が使用するものとして、長さ117cm以下となっており、この点では3尺6寸や3尺7寸の竹刀も使用可能です。ただし、その場合も重さの規定がありますので、男性480グラム以上、女性420グラム以上のものに限られます。



## (2) 有効打突に関するもの

Q 15 面抜き胴、返し胴、引き胴、逆胴など、胴技で、パチーンと大きな音で力強く打っていても旗が上がらないことが多いのは何故でしょうか？



胴技は刃筋が返らなければいけません

Q 16 左小手は、どのような場合でも有効打突部位位なのですか？



左上段に対しての左小手



左手前の左小手

Q 17 小手の拳の部分は、何故有効打突部位ではないのでしょうか？

Q 18 真後ろから面を打った場合一本になるのですか、ならないのですか？その理由も教えてください。



後ろからの面は無効

Q 19 突きの有効・無効について判断する際の基準（ポイント）について教えてください。



正しい突き

A 15 竹刀の刃筋が通っていないことが多いようです。弦の反対側が刃に相当します。審判は刃筋も見極めなければなりません。

【解説】

第12条（有効打突）

有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。

A 16 どのような場合でもとはいきません。中段以外の構えなどの時や左手前の構えの時に打突部位になります。

【解説】

「規則」第14条（打突部位）：打突部位は、次のとおりとする。

1. 面部（正面および左右面）
2. 小手部（右小手および左小手）
3. 胴部（右胴および左胴）
4. 突部（突き垂れ）

「細則」第13条：規則第14条（打突部位）は、第3図のとおりとし、面部および小手部は、次のとおりとする。

1. 面部のうち左右面は、こめかみ部以上。
2. 小手部は、中段の構えの右小手（左手前の左小手）および 中段以外の構えなどのときの左小手または右小手。

A 17 ルールを決めたときに小手は筒の部分としたためでしょう。「決められた所が打てればどこでも打てるようになる」という理由で、それぞれの打突部位が決められました。

A 18 一本になりません。後頭部は防具のない部分なので気をつけなければいけません。

【解説】故意に防具のないところを打突する行為は、規則第17条7号「その他、この規則に反する行為をする。」に当てはまり反則になります。

A 19 有効打突の条件（充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部位で刃筋正しく打突し、残心あるもの）を満たしているかどうかです。

【解説】突きの場合、打突部が突垂れとなります。突いた後すぐ竹刀を引きもどし、中段の構えで残心をとります。

Q 20 「胸突き」はどうして有効でないのですか？



上段に対する「胸突」は無効

Q 21 竹刀の弦が回った状態で突いた突きは有効になるのでしょうか？

Q 22 片手技を打った上段の、竹刀を握っていない右小手を的確に打ちました。これは有効でしょうか？

Q 23 相手が引き面を打って上段残心をとったとき、その左小手を的確に打ちました。有効でしょうか？

Q 24 胴の正面部は有効打突部位でしょうか？

### (3) 反則、禁止行為に関するもの

Q 25 竹刀が手から放れていない状態で、竹刀の先端が場外の床に着いてしまった場合の処置はどうなるのでしょうか？



支えた場合は反則

Q 26 試合者が審判に試合の中止を要請できるのはどのような場合ですか？また、その時試合者は

A 20 突きの打突部分は「突部（突き垂れ）」と決められているからです。

【解説】試合では上段が有利ということで、かつて胸突きを有効とした時期もありましたが、現在は突き部のみになりました

A 21 すでに何度か紹介しているように、有効打突の条件は「充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を**刃筋正しく打突**し、残心あるもの」（規則代12条）と規定されています。弦が回っているということは刃筋が正しくないということです。試合者の竹刀の弦が回っている場合、主審が1回だけ明確に注意します。その後弦が回った状態でどのような打突をしても有効とはなりません。

A 22 有効です。A 16の「打突部位」の解説を参照してください。「小手は竹刀を握っている場合に限る」という条件付けは一切ありません。

A 23 有効です。やはりA 16に引用した細則第14条の2を見ると、「小手部は、中段の構えの右小手（左手前の左小手）および 中段以外の構えなどのときの左小手または右小手」とあります。上段に構えて残心をとっている状態は、この「中段以外の構えなどのとき」にあたります。

A 24 これもA 16を参照しましょう。胴の打突部位は「右胴および左胴」と規定されています。したがって、正面部は有効とは言えません。

A 25 竹刀が場外に出ただけでは反則にはならないので、瞬間なら続行です。ただし、竹刀で体を支えて、その竹刀が場外であれば場外反則になります。

【解説】「剣道試合・審判細則（以下は細則という）」の第15条に「場外」の決まりが3つあります。

1. 片足が完全に境界線外に出た場合。
2. 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。
3. 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体の一部を支えた場合。



倒れたとき身体の一部が出た場合は反則

A 26 「剣道試合・審判規則（以下は規則という）」第11条試合中止の要請には、「事故などのため

手を挙げて、何と言えばよいのですか？（「タイム！」でよいのですか？）



試合者は手を挙げて中止要請をします

に試合を継続することができなくなったときは、試合の中止を要請することができる。」とあります。そして、一般的には「タイム」という言葉を使って表現しています。

【解説】その要請のときの言葉や身体表現方法は「剣道試合・審判運営要領」に、「試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。」とあります。ただし、自分が「タイム」と言っても審判が認識する前に打たれたら一本になります。

Q 27 逆に、中止を要請した結果反則を取られるのはどのような場合でしょうか？またその反則名を教えてください。

A27 特に理由もなく、故意に試合の継続を中止させた場合は反則になります。審判の宣告は「反則〇回」のみですが、高校の試合では反則の内容がわかるように「不当な中止要請」を付け加えることがあります。

【解説】第17条（諸禁止行為）

試合者が、次の各号の行為をすること。

1. 定められた以外の用具（不正用具）を使用する。
2. 相手に足を掛けまたは払う。
3. 相手を不当に場外に出す。
4. 試合中に場外に出る。
5. 自己の竹刀を落とす。
6. 不当な中止要請をする。
7. その他、この規則に反する行為をする

Q 28 つばぜり合い関係の反則にはどのようなものがありますか？

A28 「不当なつば競り合い」という反則です。正しい鏝競り合いを逸脱した場合に不当と判断します。具体的には鏝と鏝が競り合っていない。自分の拳が相手の竹刀の刃部にかかったままの状態にいる。などです。

【解説】「細則」第16条には次のようになっています。

規則第17条7号の禁止行為は、次の各号などという。

1. 相手に手をかけまたは抱え込む。
2. 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
3. 相手の竹刀を抱える。
4. 相手の肩に故意に竹刀をかける。
5. 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
6. 故意に時間の空費をする。
7. 不当なつば（鏝）競り合いおよび打突をする。



裏交差



拳が刃部にかかる



竹刀を握る



竹刀を肩にかける

Q 29 つばぜり合いの体勢から別れる際に竹刀で相手を突き放すのは反則ではないでしょうか？

A29 「突き放し」は反則です。

【解説】分かれる際に竹刀で相手を突き放す行為





「突き放し」は反則

は、細則16条の7（前掲「不当なつば（鏝）競り合いおよび打突をする。」）に該当します。

Q 30 「場外反則」と、不当な押し出しとの違いはどのようなもののでしょうか？



不当な押し出し

A 30 「場外反則」は体当たりされたり、追い込まれてしまった等で場外に出る場合です。それに対して「不当な押し出し」は 第3号に該当します。不当な押し出しは、相手を場外に出すために押す行為をさします。

【解説】「場外反則」は「規則」の第17条諸禁止行為（前掲）の第4号に、「不当な押し出し」は同じく第3号に該当します。「不当な押し出し」は出した方の反則となります。

Q 31 打たれそうになった部位を、腕や拳などで隠したり押さえて守ることは反則ではないのでしょうか？



相手の打突を腕でよけた場面

A 31 この行為に対する、はっきりした反則の記述はありません。試合の経過や、相手の攻撃に対する姿勢などその場の状況により審判員が見極め判断します。

Q 32 倒れた瞬間打たれそうになったので、うつぶせになって防御の姿勢をとりました。これは反則でしょうか？

A 32 反則です。細則16条の5（前掲「倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。」）に該当します。

Q 33 つばぜり合いはしないが、攻めようともせず、ひたすら逃げ回っている場合、時間空費の反則になるのでしょうか？

A 33 反則です。「時間空費」はつばぜり合いの場合だけに限りません。細則16の6（前掲「故意に時間の空費をする。」）に該当します。

Q 34 両者が同時に場外へ出たり、竹刀を落としたりした場合、どう扱えばよいでしょうか？

A 34 たとえば両者が相前後して場外へ出た場合などは、先に出た方だけが反則となります（規則20の2）。まずは審判員がそのような点をしっかり見極めることが大切です。どう見ても同時であるということになれば両者とも反則ということになります。つばぜり合いの時間空費などではよくありますね。ただし両者が同本数、同反則数で同時に反則を犯した場合は、「相殺」ということで反則にはなりません。（規則20の1）

#### (4) 審判法に関するもの

Q 35 一方が倒れたり、竹刀を落としたとき、審判として「止め」をかけるタイミングについて教えてください。



A 35 他方の打突が出るのかどうかを見極めてから「止め」をかけます。

【解説】相手が倒れたり、竹刀を離れたあとの打突は有効になるからです。その他、危険性の有無、試合続行の可否も判断して、危険な状態であれば一打をなす時間を認めずすぐに「止め」をかける必要もあります。簡単な転倒ですぐに起きあがって続行できるようであれば「止め」をかけずに続けさせます。

Q 36 場外に出そうなとき、その前に止めをかけていることがあります。それはどうしてですか？

A 36 試合者の片方または両方が無理な体勢になっていてそのままでは危険と判断するときに「止め」をかけます。

Q 37 試合中、試合者が審判にぶつかった場合はどのように取り扱うのでしょうか？

A 37 接触が軽度の場合は続行します。進行に障害があるようなときは主審は「止め」をかけます。  
【解説】故意にぶつかった場合は「規則」第16条非礼な言動「審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。」で負けとなります。その場合は退場させられるので既得本数、既得権、は認められません。

Q 38 相面を判定する際、心がけるべきポイントを教えてください。

A 38 肝心なのは「どちらが先に打ったか」です。しかし、その強さの差や勢いなども判断の材料にします。



「どちらが先か」を見極める

Q 39 相面が双方ともに有効だと判断できる場合、どのように対応したらよいのでしょうか？

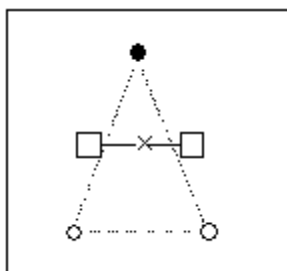
A 39 いわゆる「相打ち」という状態だと思います。できる限りどちらが先かを見極めることが重要ですが、あくまでも有効打突が双方同時であると認められる場合は、有効打突とはしません。

【解説】剣道試合審判細則第12条に

1. 有効打突が両者同時にあった場合（相打ち）。
2. 被打突者の剣先が相手の上体前面に付いてその氣勢、姿勢が充実していると判断した場合は、有効打突としないとなります。

Q 40 両者中段の場合と片方が上段の場合で、審判の立ち位置は変わるのでしょうか？

A 40 3人の審判員は、主審を中心に二等辺三角形を作るように立つ（図1）のが基本です。ただし、試合者が上段や二刀の場合は、突き垂れが腕で隠れてしまうので、副審は通常よりやや内側に立つようにします。



(図1)

Q 41 速く移動するために走ったり横へスキップのように動くことはいけないのでしょうか？



審判員の基本姿勢

Q 42 練習試合などで、他の審判が有効打突の旗を挙げたときに、自分は有効か否かの判断がつかないときがあります。そんなときはどうすればよいのでしょうか？

A 41 審判員の基本姿勢は、剣道の構えと同様に下腹に力を入れて、背筋を伸ばし、常に自然体であることが求められます。移動する際も極力その姿勢を崩さず、なめらかに動きます。これは、「目線の高さを一定に保つ」ためです。目線の高さが上下に動いているようでは正確な判断に支障をきたします。素早く移動するためとはいえ、走ったりスキップしたりしてはならないのであります。走らなくても素早くなめらかに移動できるよう修練することが大切です。

A 42 本来は、自分で自信を持って判断できるようでなければいけません。有効か否かの判断がつけられるように、剣道の稽古に励むとともに審判の経験も積み重ねることです。ただし、初心者など未熟な状態で、どうしても判断できないという場合は、本来は望ましくないことですが、「棄権」することが最良の方法だと思えます。

## (5) その他

Q 43 県の大会で、第一試合終了後、各試合場ごとに審判の先生方が集まって話し合いをしているようですが、あれは何をやっているのですか？

A 43 判定基準の統一のためです。

Q 44 武道館で「正面に礼」とありますが、「正面」とはだいたいどのような所を指すのでしょうか？

A 44 道場に入り、入り口から一番遠く、正中が正面。「場の礼」といって、古くは神仏に対しての誓約を兼ねていたと思われまふ。試合場においては、本部席が正面。上席に座る主賓、役員に対しての礼を行うことがマナーです。

Q 45 「残心」とは何ですか？

A 45 「残心」とは、剣道で打突が終わった後も気を抜かず、一撃が致命傷に至らずに相手が反撃しても常に応じられるような身構え、気構えのこと。

武将の戦いもまたしかりであり、まずは最初に相手をよく研究し、綿密なる作戦によって一大決戦をし、最後に論功行賞の残心を行う。論功行賞の残心こそ、名将の名将たるゆえんであり、これを誤れば信を失い、身を滅ぼす結果となる。一軒の家が焼ける大火事も、元を正せばマッチ一本の不始末からであり、残心がないのがその原因である。  
〈井上正孝先生著「残心」より〉

Q 46 剣道にも「世界選手権」のようなものがあるのですか？



A 46 1970年、国際剣道連盟（F I K）という組織が設立され、3年に1回「世界剣道選手権大会」を開催しています。2003年イギリスのグラスゴー市で行われた第12回大会は、特に栄花直輝選手の活躍をNHKが取材し、「にんげんドキュメント『ただ一撃にける』」のタイトルで放映され、DVDも販売されています。また、この大会まで日本が男女ともに団体・個人の4部門優勝を独占していましたが、2006年の台湾大会では、男子団体で日本チームがアメリカに敗れ、韓国が優勝しました。





第12回イギリス大会

2009年8月には、第14回大会がブラジル、サンパウロ州で開催されることになっています。なお、2006年現在、F I Kには47の国と地域が加盟しています。

Q 47 昇段審査には、なぜ学科試験が必要なのですか？

A47 事理一致の精神。剣技の力量だけでなく、識見、知識をもち正しい剣道を伝承する意味もあり、実施しています。

Q 48 よく「錬士六段」、「教士七段」、「範士八段」という呼び方を耳にしますが、普通の段位との違いは何ですか？

A48 「錬士」「教士」「範士」は「称号」というものです。段位は「剣道の技術的力量（精神的要素を含む）」を示すもの、称号は「これに加える指導力や識見（物事を正しく見極める力）などを備えた剣道人としての完成度」を示すものとして、審査を経て授与されるものです。錬士は六段以上、教士は七段以上、範士は八段以上で、修業年限を満たし、筆記試験が行われます。〈称号・段位審査規則、細則（全日本剣道連盟12・4・1）〉

Q 49 「八段審査」の話はよく聞きますが、「九段審査」については聞いたことがありません。「九段」とは、どのようにして決まるのですか？

A49 平成12年4月以降の「剣道称号・段位審査規則・細則」では、範士が剣道界の最高峰という伝統的な立場を再確立することになり、九段、十段の審査はなくなりました。かつてはほとんどが推薦でした。

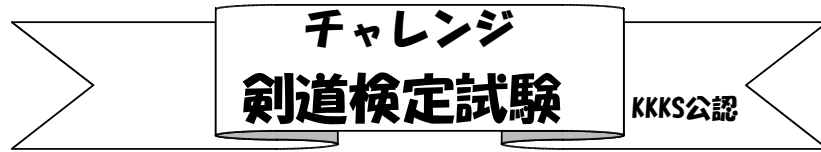
Q 50 審査のとき、剣道連盟に支払うお金はどのようなことに使われているのですか？

A50



- 1 剣道精神の高揚啓発
- 2 技術の研究及び指導
- 3 講習会の開催及び指導者の育成
- 4 地域グループの育成強化
- 5 日本選手権大会その他の大会の開催
- 6 試合に関する規則及びアマチュア規定の制定
- 7 称号・段級位の審査及び授与
- 8 古武道の伝承及び資料収集
- 9 功労者の表彰
- 10 機関紙及び図書の発行
- 11 国際剣道連盟に対し、日本の剣道界を代表して加盟すること
- 12 財団法人日本体育協会及び日本オリンピック委員会に対し、剣道界を代表して加盟すること。
- 13 その他、前条の目的を達成するために必要な事業





**改定にともない、問題数を増やしました。全問正解を目指していざチャレンジ！！**

### 【問題編】

1. 高体連の公式試合で使用することのできる竹刀はどれでしょうか。

- ① 竹だけで117cmの長さがある竹刀
- ② 八角形の形をした革鰐（かわつば）を使用した竹刀
- ③ 重さが足りないので、その分中に重りを入れた竹刀
- ④ 鰐（つば）の重さを含めて基準値（男子480g・女子420g）の竹刀
- ⑤ 直径9cmで透明の鰐（つば）を使用している竹刀

2. 高体連の公式試合で認められている着装はどれでしょうか。

- ① 金色刺繍のゼッケン
- ② 五本指に分かれた小手
- ③ 面紐が結び目から50cm程度のもの
- ④ 赤い袴
- ⑤ 胴紐を留める金具

3. 高体連の公式試合で認められていない構えはどれでしょうか。

- ① 八相の構え
- ② 下段の構え
- ③ 脇構え
- ④ 二刀での構え
- ⑤ 自己流の構え

4. 有効となる打突部位はどれでしょうか。

- ① 上段に対して突いた胴の胸部
- ② 左手前（左手が前）の中段に対して打った左小手部
- ③ 真後ろを向いている相手に真後ろから打った面部
- ④ 中段として認められない自己流の構えに対して打った左小手部
- ⑤ 突き垂れの下1/2の突部

5. 有効打突の条件となるものは次のうちどれでしょうか。

- ① 竹刀の打突部でとらえている。
- ② 残心がある。
- ③ 強い打突。
- ④ 冴えのある打突。
- ⑤ 適正な姿勢。

6. 有効打突とならない場合にはどのようなものがあるでしょうか。

- ① 相手の竹刀が体に触れていたが、打突した者の氣勢・体勢が十分な場合。
- ② 竹刀の打突部でとらえているが、面を打ったときに弦（竹刀）が回っている場合。
- ③ 有効打突が両者同時にあった場合。
- ④ 小手面と打って、小手には十分な手応えがあったが、面は不十分であった場合の小手打ち。
- ⑤ 有効打突の条件は十分に満たしているが、突然の片手での打突であった場合。

7. 次の各場合は、有効打突と言えるでしょうか。

- ① 右手だけで打った場合。
- ② 片手で抜いた胴。
- ③ 上段からの片手での技を右足で踏み込んだ場合。
- ④ 場外に出る直後に打突した場合。
- ⑤ 相手が倒れたときに打突を加えた場合。
- ⑥ 竹刀を落とした者に打突を加えた場合。

8. 有効打突を取り消される場合にはどのようなものがあるでしょうか。

- ① 打突後、「メン！メン！」と何度も叫び、竹刀で床を叩いた場合。
- ② 完全な有効打突であったが、打突の勢いで場外へ出てしまった場合。
- ③ 有効打突があまりにも嬉しく、旗を確認してガッツポーズをとった場合。
- ④ 試合終了の合図に審判が気づかず、有効打突と判定された場合。
- ⑤ 相手が勝手に試合を中断した際に有効打突を打ち込んだ場合。

9. 禁止行為とはどのようなものをいいますか。次の中から適するものを選びなさい。

- ① 薬物を使用または保持すること。
- ② 審判員や相手に対して、非礼な言動をすること。
- ③ 不正用具を使用すること。
- ④ 選手が試合の交代の際、胴つきや握手をする行為。
- ⑤ 選手席にストップウォッチを持ち込んだり、サインなどによる指示や試合者へ声援などをする。

10. 次の場合「場外反則」となるのはどのケースか。適当なものを選びなさい。

- ① 片足が完全に場外に出た場合。
- ② 倒れたときに身体の一部が場外に出た場合。
- ③ 場外において竹刀で身体を支えた場合。
- ④ 不当な押し出しによって場外に出た場合。
- ⑤ 「分かれ」がかかり、分かれたら場外に出てしまった場合。

11. 次の中で正しいものには○を、間違っているものには×をつけなさい。

- ① 相手がまさに打突しようとする瞬間に「タイム」を要請した。中結いが回っているという理由で、これは反則ではない。
- ② 竹刀を床に落としてしまった。これは反則である。
- ③ 竹刀が一瞬手から離れたが、すぐに握り直して試合を続行することができた。これは反則ではない。
- ④ 倒れた時に面を打たれそうだったので、手で防御した。これは反則である。
- ⑤ 相手の攻めに対して、竹刀から離れた左手で胴を隠し、右手を頭上に挙げて竹刀で面と胴を隠した。これは反則である。
- ⑥ 相手から逃げ回り、故意に時間を空費した。これは反則である。
- ⑦ 鏢競り合いの状態、相手の竹刀の刃部を拳で強く払った。これは反則である。
- ⑧ 合議の時、開始線で蹲踞して待っている間に、監督の方を向き指導を受けた。これは反則である。
- ⑨ 出小手を打った後の勢いで、肩から思いきって体当たりをした。これは反則である。
- ⑩ 反則の数は延長戦になっても持ち越される。
- ⑪ 1人の選手が、場外に出た直後に竹刀を落とした時は、反則2回になる。

1 2. 次の写真で「不当な鏝競り合い」にあたるのはどれか。

①



②



③



④



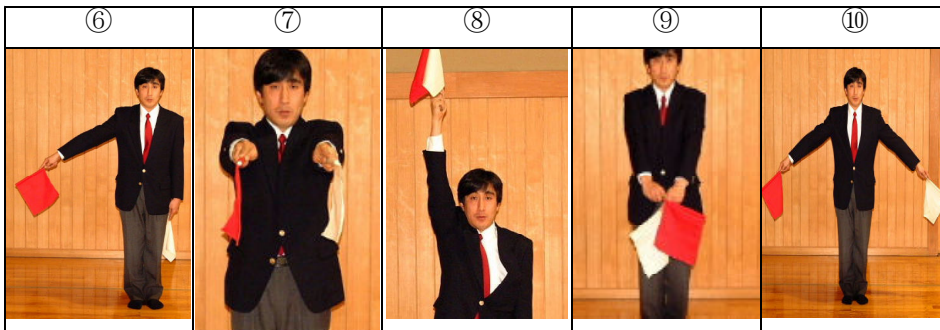
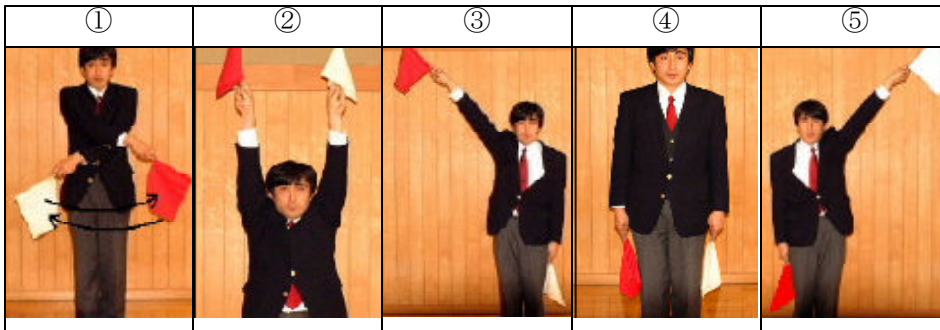
⑤



⑥



1 3. 審判員が次の宣告をしたときの場合の説明を選びなさい。





















- ア 試合を中止するとき（止め）
- イ 判定を棄権するとき
- ウ 試合の開始を宣告をするとき（始め）



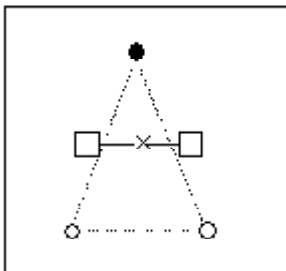
- エ 有効打突を認めないとき
- オ 有効打突を認めるとき
- カ 有効打突を宣告するとき (〇〇あり)
- キ 試合終了の時 (勝負あり)
- ク 2本目、勝負開始のとき
- ケ 合議をするとき
- コ 双方、反則をしたとき
- サ 分かれをかけるとき
- シ 赤が反則をしたとき
- ス 引き分けの宣告をするとき

14. 次のような判定の場合、有効打突になるものはどれか。有効打突に〇印を付けよ。

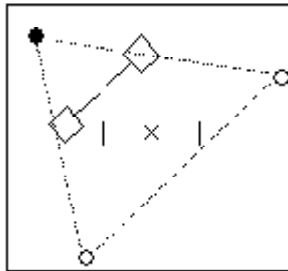
| 審判/判定   | ①   | ②   | ③   | ④  | ⑤   | ⑥   |
|---------|---|---|---|--|---|---|
| 主審<br>A | ( )<br> | ( )<br> | ( )<br> | ( )<br> | ( )<br> | ( )<br> |
| 副審<br>B |        |        |        |        |        |        |
| 副審<br>C |        |        |        |        |        |        |

15. 審判の位置取りとして正しくないものを選びなさい。(●は主審)

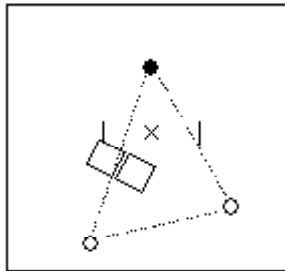
①開始時



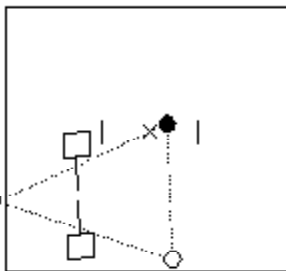
②



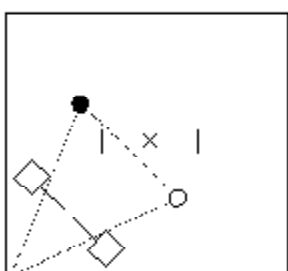
③鏝競り合い



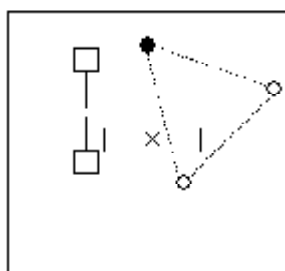
④



⑤



⑥



16. 試合を中止させる場合として正しいものを選びなさい。

- ① 副審が反則行為あったことに気がつき、また主審には見えなかったので副審が「止め」を宣告した。
- ② 鏝競り合いの時間が長いと思ったので副審が「止め」を宣告した。
- ③ 選手の弦が上になっていないのに気がつき、副審が「止め」を宣告した。
- ④ 竹刀が折れているのに気がつき、副審が「止め」を宣告した。

17. 日本剣道形、太刀の形三本目において相下段から中段の構えになり打太刀が突く部位はどこでしょうか。

- ① 水月
- ② 右肺
- ③ 喉
- ④ 右目

18. 日本剣道形、太刀の形四本目において打太刀、仕太刀の構えはどれでしょうか。

- ① 上段の構え
- ② 中段の構え
- ③ 下段の構え
- ④ 八相の構え

⑤ 脇構え

19. 日本剣道形、小太刀の形において仕太刀の「入身」とはどのような状態のことか説明しなさい。

20. 剣道試合の応援のマナーで正しいものはどれでしょうか。

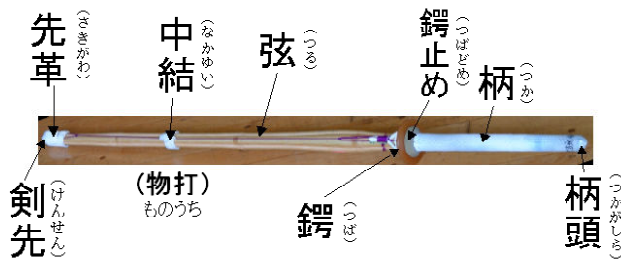
- ① 自分のチームの選手の活躍に対し観客席から歓声を上げ応援をした。
- ② 自分のチームの選手の活躍に対し観客席から拍手のみで応援をした。
- ③ 個人的に観客席からフラッシュ撮影をした。
- ④ より多くの席を確保するために観客席に荷物を置いていた。

## 【解答編】

1. 高体連の公式試合で使用することのできる竹刀はどれでしょうか。

【正解】 ⑤

【解説】 高校生及びその相当年齢にあたる者について、竹刀の長さ、重さ、太さは以下の表1のように規定されています。長さは付属品を含む全長のことで、竹だけの長さではありません。重さは鰐・鰐止を含まずに付属品を付けている竹刀の重さです。また太さは剣先の直径のことです。鰐の規定については、皮革または化学製品の円形のもので、その大きさは直径9cm以内とされています。円形でないものや、竹製の鰐は使用できません。竹刀の素材は、竹または全日本剣道連盟で認められた化学製品もの（カーボン竹刀）に限られています。構造は四つ割りのものとされ、たとえ重さが足りなくても中に先革内部の芯、柄頭のちぎり以外の異物を入れてはいけません。付属品については、中結いの位置が、剣先から全長の約1/4の位置とされ、先革の長さが50mm以上とされています。竹刀の規定については、財団法人全日本剣道連盟 剣道試合・審判規則第3条、細則2条で定められています。



|    | 性別   | 中学生     | 高校生(相当年齢の者も含む) | 大学・一般   |
|----|------|---------|----------------|---------|
| 長さ | 男女共通 | 114cm以下 | 117cm以下        | 120cm以下 |
| 重さ | 男性   | 440g以上  | 480g以上         | 510g以上  |
|    | 女性   | 400g以上  | 420g以上         | 440g以上  |
| 太さ | 男性   | 25mm以上  | 26mm以上         | 26mm以上  |
|    | 女性   | 24mm以上  | 25mm以上         | 25mm以上  |

2. 高体連の公式試合で認められている着装はどれでしょうか。

【正解】 ありません

【解説】 着装については、剣道着・袴の服装に、剣道具を着装し、名札を中央の垂れに着け、目印を胴紐の交差する位置に二つ折りにして着けることとされています。剣道着・袴については、清潔で綻びや破れのないものを使用し、特に高体連の公式試合に出場する場合には、紺（黒）または白で、刺繍などで華美



にならないようにしなくてはなりません。剣道具については、面・小手・胴・垂れを用い、試合中に乱れないよう、堅固に装着します。面は、面金のないポリカーボネート積層板装着面が認められています。面紐の長さは、結び目から40cm以下とされています。五本指の小手について公式の試合での使用が禁止されています。名札（ゼッケン）は、黒または紺色の布地に、所属団体名を横書き白文字、姓を縦書き白文字とされています（図1）。目印については、全長70cm、幅5cmの赤および白とされています。特に高体連の公式試合では、校名などを大きく目立つように入れることが禁止されています。その他、サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において認められています。使用する場合は、審判主任に申し出て認否を確認することが必要です。肘や膝などのサポーターを足（かかと）に使用することはできませんし、ゴムや革を底に貼ったものなども使用することはできません。

### 3. 高体連の公式試合で認められていない構えはどれでしょうか。

【正解】 ④

【解説】 構え方には、一般的に中段の構えのほか、上段の構え、下段の構え、八相の構え、脇構え、そして二刀での構えなどがありますが、剣道の試合は、基本的に有効打突の取得を争うものですから、それが可能となる構え方であれば、すべて認められることとなります。ですから、中段の構えで左手が前であってもかまいませんし、どの構えにも属さない自己流の構えであってもかまいません。ただし、防御ばかりで有効打突を取得する意志が認められないと判断されるような構えは反則を取られることもあります。また、高校生以下には二刀の場合の竹刀の基準は規定されていませんし、高体連の公式試合では、二刀での出場が認められていません。これは一刀での修練を十分積んでから二刀は行うほうがよいという教育的配慮であると考えられます。

### 4. 有効となる打突部位はどれでしょうか。

【正解】 ②, ④, ⑤

【解説】 打突部位は、面部（正面および左右面）、小手部（右小手および左小手）、胴部（右胴および左胴）、突部（突き垂れ）とされています。左右面は、こめかみ部以上が打突部位となります。小手は、筒の部分が打突部位となりますが、構え方によって左右の制限があります。中段の構えの時は通常右小手ですが、左手が前の中段の時は左小手となります。また、中段以外の構えなどのときは左小手または右小手が打突部位となります。胴は、胴台の部分が打突部位となります。突きは突き垂れの全長が打突部位で、胴の胸部は打突部位になりません。また、打突部位を打突する際には、相手の体の正面側180°からのものが有効となります。背面側180°からのものは有効になりません。よって真後ろを向く相手には振り返るところを打突しなければなりません。これは相手と対峙することが剣道では前提とされているからであると思われます。

5. 有効打突の条件となるものは次のうちどれでしょうか。

【正解】 ①, ②, ⑤

【解説】 有効打突の条件として、剣道試合・審判規則に「有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」と規定されています。これらの条件がすべて備わって、はじめて有効打突となるのです。しかし、今の打ちは少し軽い、冴えがないなどということが聞かれることもあります。打突の強さや冴え、あるいは機会といったものは、有効打突の要件・要素というべきものであり、これらは、段階によっても要求される水準も異なり、有効打突の条件を見極めるためのものであると言えます。また、審判をするにあたっては、有効打突を判定する材料でもあります。

6. 有効打突とならない場合にはどのようなものがあるでしょうか。

【正解】 ②, ③, ④

【解説】 剣道試合・審判細則に「次の場合は、有効打突としない。1. 有効打突が、両者同時にあつた場合（相打ち）。2. 被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその氣勢、姿勢が充実していると判断した場合。」とあります。また、有効打突の条件を一つでも満たしていない場合は、有効打突とはなり得ません。片手での技であったとしても、それが条件を満たしていれば有効打突ですし、逆に小手一面の小手などは残心のあるものと判断できないでしょう。

7. 次の各場合は、有効打突と言えるでしょうか。

【正解】 ①：○, ②：○, ③：○, ④：×, ⑤：△, ⑥：△

【解説】 いずれの場合も有効打突の条件を満たしているものであれば、基本的に有効打突となるケースです。しかし、②の場合、回転しながら片手で抜くようなものは高体連では有効打突と認められないという見解です。また、⑤、⑥についても審判が「一呼吸みる」というような表現が使われますが、「直ちに加えた打突」は有効と認められます。終了の合図や、場外に出たのと同時までは有効ですが直後では無効です。

8. 有効打突を取り消される場合にはどのようなものがあるでしょうか。

【正解】 ①, ③, ④

【解説】 剣道試合・審判規則、細則に（有効打突の取り消し）「試合者に不適切な行為があつた場合は、主審が有効打突を宣告した後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。1. 打突後、相手に対して身構え気構えがない場合。2. 打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合。」、（有効打突などの錯誤）「審判員が有効打突などの判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。1. 有効打突または反則を錯誤して判定した場合。2. 時計係の試合時間終了の合図が確認できず試合が

続行され、有効打突の判定が行われた場合。3. 反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。」とあります。1・3などは打突後の処理が不適切なために取り消されてしまうケースであり、2については、やむを得ない余勢場外であればよいのですが、場外に出ずに済むのに出てしまった場合は反則と判定されてしまうでしょう。

**9. 禁止行為とはどのようなものをいいますか。次の中から適するものを選びなさい。**

【正解】 ①, ②, ③

【解説】薬物の使用・保持とは、禁止されているドラッグを使用・保持することです。非礼な言動とは、審判員の判定や指示に従わなかったり、不平不満を態度であらわし、人格を無視するようなことをおこなうことです。不正用具の使用とは、検査を受けなくてはならない規定があるにもかかわらず、検印のない竹刀を使用することや、竹刀の中に異物を入れて使用することなどです。

①, ②の禁止行為を犯した選手は、相手に2本が与えられ負けとなります。また既得権も剥奪され、入賞の資格があっても失格となります。③の不正用具の使用者は相手に2本が与えられ、その後の試合（団体戦）に出場することもできません。④, ⑤については規則上の禁止行為ではありませんが、「剣道試合・審判運営要領」で禁止されており、厳格に遵守しなければなりません。

**10. 次の場合「場外反則」となるのはどのケースか。適当なものを選びなさい。**

【正解】 ①, ②, ③

【解説】場外に出ても反則にならないのは、場外に出ると同時に行われた相手の打突が、有効打突と判定された場合です。また、打突動作に関係なく故意に相手から押し出された、または突き出された場合は審判員の合議によって反則になりません。この場合、不当な行為をした選手が反則となります。境界線間際で「分かれ」が宣告されたとき、故意に場外に出たり優位な位置に移動するなど選手が勝手な行為をした時は反則の対象となります。

**11. 次の中で正しいものには○を、間違っているものには×をつけなさい。**

【正解】

①：×, ②：○, ③：○, ④：×, ⑤：×, ⑥：○, ⑦：○, ⑧：×, ⑨：×, ⑩：○, ⑪：×

【解説】

①「不当な中止要請」とは、試合が続行可能な状況にもかかわらず不必要な中止を要請した場合や、打ち間であったり、退がるところを相手が追うなど、どちらかが打突の機会にあると思われる時点での中止要請を指します。

例：

◇自分または相手の竹刀が、脇・突き垂と面垂の間・垂の間などに入り、一時竹刀操作が不可能になったとき、自助努力で立ち直れると思われるのにその努力を怠った。

◇弦が回っているのに気付いたが、相手が打ち間にある時に、縁を切らずに中止要請をした。

いずれの場合も、主審は、中止要請をした者にその理由を正した上で疑義を抱いたら、合議をかけ、反則とするか見極めます。

③竹刀落としが反則となるのは、そもそも剣道は、竹刀と竹刀で有効打突を争う競技なのに、一方が竹刀を落としてしまえば、試合続行が不可能となるからです。本来ならば、落とした方の負けでしょうが、教育的な配慮で反則にしているとも考えられます。

④手で防御したときに小手を打たれて有効打突になることがあるので、たとえ倒れても竹刀で防御するのが理想でしょう。また、竹刀を落とした直後、相手の打突を腕で防御するような行為も、小手を打たれて有効となってしまうことがあるので、避けるべきでしょう。

ただし、審判細則に明記されている通り、「倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる」場合は、反則です。それは試合放棄とみなされるからです。

⑤反則とは言えません。ただし、相手の打突から身を守る行為としてはふさわしいものではありません。あくまでも正しい竹刀操作の中で行うべきです。また、「攻めは最大の防御なり」という言葉があります。この意味を考えて稽古、試合に臨んでほしいものです。

⑦竹刀と竹刀で有効打突を競い合うという剣道の趣旨から外れますので、反則です。

⑧審判規則に明記されていないので、反則ではありません。但し、合議中とは言え、試合は継続しているのですから、脇見をせずに試合場内で行われていることと、相手に集中することが肝要であり、試合中のマナーと言えます。

⑨打突後に体当たりをすることには問題はありません。ただし、打突の意志の無い不当な押し出しに相当する行為であれば、合議をかけた上で、判断します。故意に肩で突進して行くような行為も望ましくありません。体当たりも正しく行なうのが理想です。

⑩相殺されない限り、持ち越されます。

※反則が相殺される場合

同時反則によって両者が負けになる場合。相殺された場合はその反則のみ反則としない。

(それ以前の反則は残る) また、2回目以降も同様に扱う。

例：

◇お互いに1本ずつとって、反則も1回ずつで、同時に時間空費の反則を犯した場合。 ◇相互に場外反則1回ずつで延長戦に入り、同時に不当な鏝競り合いの反則を犯した場合。

⑪この場合は、先に犯した方の場外反則をとります。相面と同じく同時ということは極めてまれなことなので、いずれが先だったのかを審判はしっかりと見極めなければなりません。

例：場外と竹刀落とし、抱え込みと竹刀握り。

## 12. 次の写真で「不当な鏝競り合い」にあたるのはどれか。

【正解】 ②, ③, ④, ⑤, ⑥

【解説】正しい鏝競り合いとは、自分と相手の間合いが最も近い距離で、鏝と鏝が競り合った状態をいいます。(①の写真) 竹刀を少し右斜めにして手元を下げ、左拳を中心に置き攻撃の機会をうかがい、いつでも打突できる状態でなければなりません。

打突の意志のない鏝競り合いを長く続けたり、打突に関係なく接近した状態で拳を押し上げたり、身体や

腕を突いたりする行為をすると反則になります。

②、⑥は、片方の選手の小手が相手の竹刀の刃部に接触しています。③は、竹刀を相手の肩につけています。④は、互いに拳の位置が高すぎて、鐙と鐙が接していません。⑤は、相手の竹刀を押さえて技を出させないようにしています。

**1 3. 審判員が次の宣告をしたときの場合の説明を選びなさい。**

【正解】 ①：エ，②：ア，③：オ・カ，④：ウ，⑤：キ・ク，⑥：シ，⑦：サ  
⑧：ケ，⑨：イ，⑩：コ

**1 4. 次のような判定の場合、有効打突になるものはどれか。有効打突に○印を付けよ。**

【正解】 ①，④

**1 5. 審判の位置取りとして正しくないものを選びなさい。(●は主審)**

【正解】 ②，③，⑥

【解説】 審判員は互いに旗の表示を確認するために常に他の審判員を視野に入れていなければなりません。そのために主審を中心に二等辺三角形を形成し、できるだけ崩さないことが大切です。しかし、試合者の動きによっては主審を頂点とした二等辺三角形が崩れることがあります。試合場のコーナー等では副審を頂点とし、狭い方に副審 1 名、広い方に主審と副審の 2 名が入ることがあります。

**1 6. 試合を中止させる場合として正しいものを選びなさい。**

【正解】 ①，④

【解説】 試合を中止するのは次の場合です。

- ① 反則の事実
- ② 負傷や事故
- ③ 危険防止
- ④ 竹刀操作不能の状態
- ⑤ 異議の申し立て
- ⑥ 合議

副審は緊急のときに試合中止の表示と宣告をすることができます。

たとえば、竹刀が引っかかった時、危険であったり、竹刀操作ができなかったりする場合です。しかし、弦が上になっていない場合、時間空費、不当な鐙競り合いがあった場合に「止め」の宣告をするのは主審のみで、副審はできません。



17. 日本剣道形、太刀の形三本目において相下段から中段の構えになり打太刀が突く部位はどこでしょうか。

【正解】 ①

【解説】 日本剣道形、太刀の形三本目の解説書で次のように記述されています。

1. 相下段に構え、間合いに進む。
2. 間合いに接したとき、気争いで自然に相中段になる。
3. 機を見て、右足から一歩踏み出しながら刃先を少し右に向け、「ヤー」の掛声で仕太刀の**水月（みずおち）**を諸手で突く。

また、太刀の形四本目は、機を見て刃先を少し右に向け右足から進むと同時に、物打の左鐙で巻き押さえてすり込みながら「ヤー」の掛声で仕太刀の**右肺**を突く。とあります。

18. 日本剣道形、太刀の形四本目において打太刀、仕太刀の構えはどれでしょうか。

【正解】 打太刀は、④八相の構え  
仕太刀は、⑤脇構え

【解説】 剣道の基本的な構えには、上段、中段、下段、八相、脇という5つの構えがあります。

上段の構え：上段の構えは、竹刀を頭上に振りかぶった構えです。燃え上がる炎のような気概を持って全てを焼き尽くそうとする激しい攻撃の構えで「火の構え」や「天の構え」などとも言われます。

中段の構え：この構えは、剣道の構えの基本で、もっとも一般的な構えです。攻防ともに自由で、相手のどのような変化にも応じられ、攻めてこちらからの動きを起こすのも都合の良い構えです。

下段の構え：間合いの遠近に関係なく、竹刀の延長線を相手のへそ下から足先までの間につける構えを下段の構えと言います。構えた剣先の位置によって、へそ下段、すね下段、足先下段などがあります。

八相の構え：この構えは、上段と同じように堂々と相手を威圧する構えです。相手の変化に応じる構えで、左足を約半歩踏みだしながら左上段に振りかぶる心持ちで竹刀を頭上に振りかぶり、静かに右肩に下ろします。

脇構え：相手をよく見て、相手の変化に応じる構えです。右足を約半歩退きつつ竹刀の弦を上に向け、剣先で後方に半円を描くようにまわして右脇に構えます。剣先を隠して柄頭だけが相

手に見えるようにすることによって、竹刀の長さや太刀筋を相手に分かりやすくするのが脇構えの特徴です。

19. 日本剣道形、小太刀の形において仕太刀の「入り身」とはどのような状態のことか説明しなさい。

【解説】日本剣道形、小太刀の形の解説書で「入身」とは、氣勢を充実して、相手の手元に飛び込んでゆく状態をいう。と記述されています。

また、太刀の形では「機を見て」という表現がありますが、「機」とは相手の「心」と「体」と「術」の変わり際に起こるとききの「きざし」である。と記述されています。

20. 剣道試合の応援のマナーで正しいものはどれでしょうか。

【正解】 ②

【解説】高体連の剣道試合では、「応援は拍手のみでお願いします。」とされています。

白熱する試合を観戦していて、思わず声を出して応援したくなるのは人情ですが、過剰な応援により審判の宣告や時計係の終了の合図などが試合者、他の審判に聞こえず試合進行を妨げ、せっかくの好試合に水を差すことになりかねません。観客席からのフラッシュ撮影も同様です。ビデオ撮影においても通路に機材を置かないなどの危険防止の配慮が必要です。

また、席の確保に関しても、使っていない場所は次の方に譲るなどしていただき気持ちよく大会を応援していただけますようご理解とご協力をお願いします。

参考：財団法人全日本剣道連盟「剣道試合審判規則及び細則」、「剣道講習会資料」

「はくどー庵」<http://www.hakudoh.com/pc/index.html>

# 審判員の心構え

## 1. はじめに

試合とは「過去に修練した技量向上の成果を発揮する」ことであり、その勝敗は試合者が決定するのであって、審判員が勝敗を決定するものではない。審判員は規則に基づいて試合内容を正しく判定する立場にある。したがって、試合者が剣の理法を全うしつつ公明正大に試合を展開して勝敗を決定することについて、審判能力の向上によって剣道の質的な発展も期待できるのである。こうした考え方に基づいた審判員（審判長・審判主任・審判員・控えの審判員）は、毅然とした態度で試合を掌握し、その任にあたらなければならない。

## 2. 審判の目的と審判員の任務

審判の目的の第一は試合の勝敗を正確に判定することである。特に有効打突の判定の正否は、剣道の発展に極めて重要な影響を及ぼすものである。したがって審判員は剣道の理念に基づいて試合・審判規則を正しく運用し、試合者が決定した勝敗の事実を正確に判定しなければならない。その上で試合を円滑に運営するとともに、試合者に活気をつけ、興味を喚起させ、技術の得失を自覚させ、正しい剣道を自得させて剣道を良い方向に導くことである。また、姿勢・態度を厳正にし、服装を端正にしなければならない。

## 3. 審判員の基礎的条件

- ① 公平無私であること
- ② 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること（運営と判定）
- ③ 剣理に精通していること（有効打突）
- ④ 審判技術に熟達していること
- ⑤ 健康体で、かつ活動的であること

## 4. 審判にあたっての基本的な留意点

### （1）審判員の立場

まず、試合の主体は試合者であり、試合者のために審判員がいるということを十分認識しなければならない。さらに、審判員の三則として、「使命は何か?」「任務は何か?」「資格は何か?」を自覚しなければならない。

### （2）規則の基本的概念と諸現象に対する判断

まず、規則の基本的概念を理解し、次にこれを踏まえた重点的な項目と、試合・審判の諸条件や手続きに普遍していく。

剣道の審判は、抽象的な表現を具体的な事実として総合的に判断しなければならないところに難しさがある。そこで、審判員は試合者が技を起こし始めてから残心までの一連の打突行動を、一つのまとまりあるものとして見極めて判断しなければならない。

### （3）概念規定の解釈

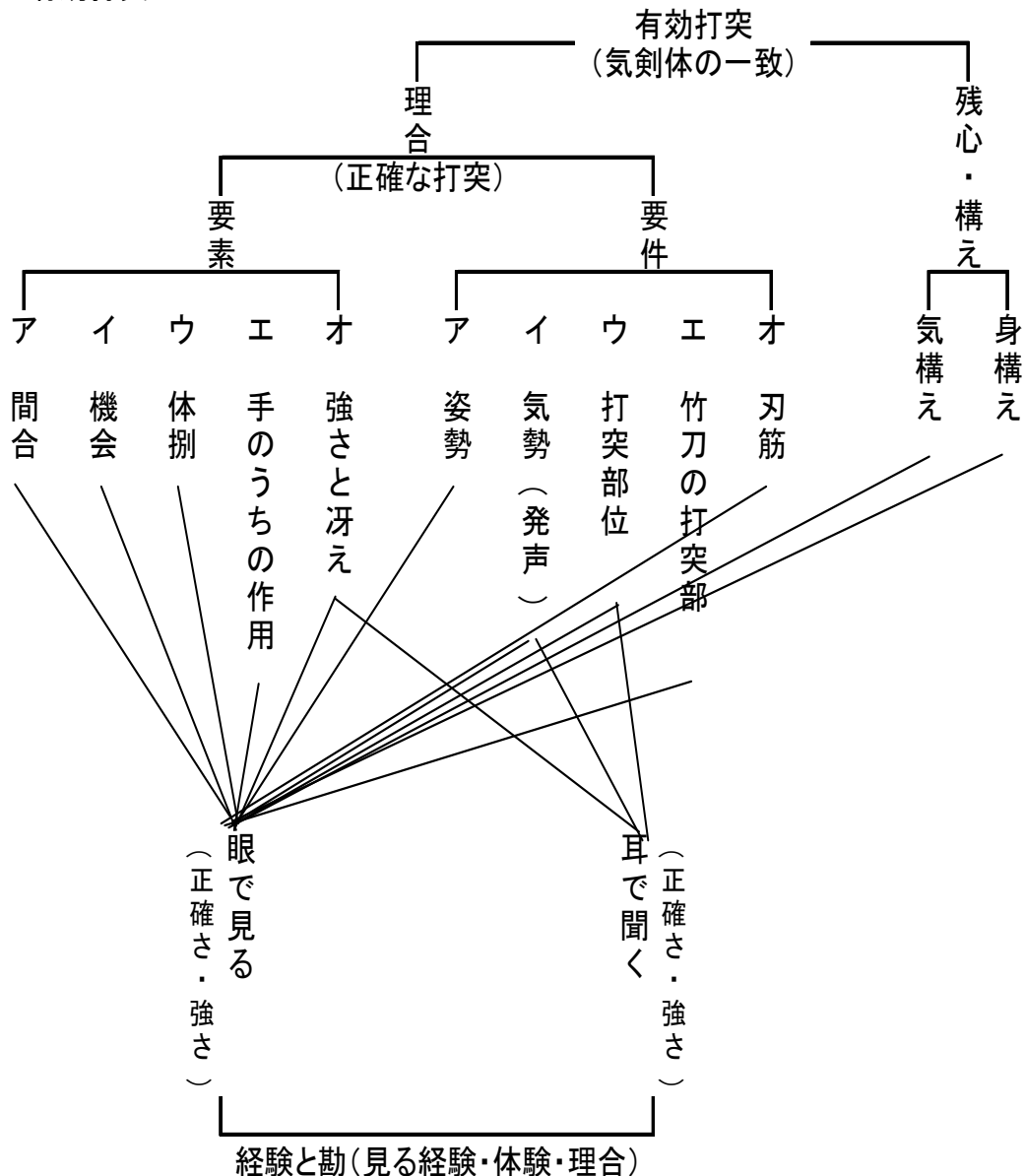
違法・不当・適法・適正などの概念規定を正しく解釈しなければならない。混同すると処置を誤ることもなりかねない。たとえば、不当な鏝競り合いとは、違法とまではいえないが、一般的な通常概念を超えた不当な行為として考える。また、適正とは正しさに適していることと解釈する。試合・審判規則、細則、運営要領での要点と正しい解釈を理解しなければならない。

## 5. 現行規則の解釈とその運用

### (1) 有効打突

- ① 相打ちはまずないと考えて処置する。つつい相打ちで済ませてしまうことがある。審判員は試合者の打突を見てやらなければならない立場にある。相打ちに近い打突こそをよく見極めなければ（見極めてやらなければ）ならない。
- ② 有効打突の条件の中には「残心あるものとする」とあり、残心が含まれる。
- ③ 残心が形骸化してしまった感がある。
- ④ 残心がある、ないは、打突行動を総合的に捉えて判断する。

### 有効打突



### (2) 有効打突を判定する材料

- ① まず、目で見て、耳で（音で）判断する。
- ② 体捌き、竹刀の速さ、音で判断する。
- ③ 打突後の行動を後追いしながら残心を見極める。

### (3) 反則事項を厳格に見極める

例えば、一方の引き面に対して、片方がツツカケながら追いかける、そして、引き面を一本に採らずに、結果的に引き面を打った一方がそのまま場外に出るような状況がある。このような場合、審判員としては次の観点から判断する。

- ① 引き面の有効打突を見極める。
- ② 場外に出たことの原因に何が合ったのか、例えば、不当に突き出したのか、逃げたのか、もろくたえたのかなど、なぜ場外に出たのかという原因・理由を見極めて反則の判断をする。
- ③ 一回、不当な行為を見逃すと、不当な行為が増幅してくる。厳格に見極める。
- ④ 疑問のある場合や微妙な事象については、合議により事実に基づいて判断する。(場外反則が明らかな場合や竹刀を落とした場合など、反則の事実が明確な場合は、旗の表示を以て合議を省略する。)

### (4) 「分かれ」の適正な運用

- ① 膠着(こうちやく)の状態を安易に考えない。安易に「分かれ」をかけると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまふことになりかねない。
- ② 膠着の処置など、試合の運営にかかわる事項は主審の専決権限である。

### (5) 鏢競り合いの見極めと解消

- ① まず、正しい鏢競り合いをしているかを見極める。
- ② 次に、正しい鏢競り合いをしているが、打突の意志があるか、分かれる意志があるかを見極める。
- ③ 不当な鏢競り合いを反則に採る場合の「止め」の宣告は、試合の運営にかかわる主審の専決権限である。
- ④ 試合の続行が不可能な状態や危険性がある場合、さらに、禁止事項に抵触する事象などを副審が明確に認知した場合には、副審は「止め」を宣告することができる。
- ⑤ 判定の権限は三人の審判員が平等である。

### (6) 裏交差

- ① 通常の右足を前にした剣道の動作形態からすれば、裏交差はアンバランスで異常な動作形態である。よって、裏交差は異常な試合展開の発端となりかねない。
- ② 打突に移る手段として瞬間的な裏交差であれば問題にしない。

### (7) 不当な中止要請

- ① 試合の続行が不可能な場合の中止要請であれば問題としない。
- ② 一般的な通常概念を超えた中止要請であれば、違法ではないが「不当」である。

### (8) その他

- ① 数多く審判をすること。
- ② よい審判を見ること。



## 1 よく注意されること 50か条

- (1) 審判規則にかなった審判をする。難しい問題は合議。剣道理念にかなっているか、剣道人として、高校生として「許容範囲」にあるか。
- (2) 試合者の動きを先取りして動く。
- (3) 移動は腰と床が平行。
- (4) 60%～70%の打突でも認める場合は多い。
- (5) 応じ技、返し技の見極め。
- (6) タイミングが良いと、握り拳でも旗があがる。
- (7) 終末動作の確認（残心）、掲示板確認。
- (8) 旗の持ち方、体側に下し、前方に出ない。
- (9) 旗は横巻きより、縦巻きが良い。
- (10) 審判は試合者のレベルが高いほう基準とする。
- (11) 同じ打ち方をした技が2回続き、1回目は旗1本、2回目は旗2本。違いがあるかどうか。
- (12) 貸し借りがある審判をしない。
- (13) 副審の位置が広い。副審の立つ位置は主審と二等辺三角形。（主審がイニシアチブを取る）
- (14) 審判の態度、歩容、審判旗の扱いは重要。
- (15) 合議の後の表示は主審のみ。
- (16) 体を選手に正対させる。
- (17) 基本姿勢と旗の操作。
- (18) みだりに「やめ」をかけない。多少引っかかってもお互いにはずす努力をさせる。
- (19) 自分が試合をしている心持ち。（流れ、状態把握）
- (20) 旗で指図をしない。
- (21) 左交差は違法とはいえない。
- (22) 代表決定での補欠出場は認めない。
- (23) 3人の場合。
- (24) 上段の場合、二等辺三角形の位置はダメ。（突きが見える位置）
- (25) 相打ちの判断（どちらが有効か）体勢、強さ。
- (26) 応じ技、返し技に注意。（良い技が多い）
- (27) 瞬間の打突を見ることは立派なことであるが、すぐ反応して旗を挙げると間違えることがある。（一呼吸おくことが大切）
- (28) 声は大きく、「止め」で時計は止まる。活気付ける。
- (29) 時折旗先で膝を押さえる。旗先が前に出ない。
- (30) 肩に力が入り、脇があく。
- (31) 歩容（姿勢、歩き、動きのきめ）に気をつける。
- (32) 試合者の紐の解けを告げるタイミング。（気や縁を考える）
- (33) ルールの根底に教育的配慮が含まれているから、有効打突の判定、反則の取り扱い、「分かれ」の問題は、すべてその教育的内容を判断の基準にすべきである。
- (34) ある程度の「間」をとらせてから「始め」をかける。動きの途切れた瞬間を見て、「分かれ」。判断基準を一貫して通す。つまり自分の剣道観を持つ。
- (35) 副審は、主審の動きと反対方向に動くことが原則。主審が動かないと副審は動きにくい。主審が動きすぎると、副審は振り回される。試合者の攻めや試合の流れを読みながら、兆しを感じて無駄な動きを押さえる。動きとは「すり足」。
- (36) 審判も美しさが必要（ネクタイ、装飾品、姿勢）

- (37) 面は形が残るので採りやすい。面も小手・胴も平等に。
- (38) 先鋒から大将まで基準を変えない。間違いはここで終わり。気を改めて、間違いを後まで引きずらない。
- (39) 「反則」の宣告は、試合者、記録係、観客に伝えることが大切である。
- (40) 有効一旗をあげる一他の審判が消す一次の有効打突一難しいのでよく練習。
- (41) 言葉をはっきりとする。(語尾を上げる。)
- (42) 相手の落とした竹刀を折り敷きで拾い上げ両手で渡した。(ユネスコのフェアプレー賞)
- (43) 剣道具は試合中、乱れないように堅固に着装する。なお、面紐の長さは結び目から40cm以下。
- (44) 主審は、試合者が不適切な礼法を行った場合は指導する。
- (45) 不当な鏝競り合いがあるが副審からアクションを起こせるか?—主審の権威を重要視しながら、「止め」を主審に伝え—「合議」
- (46) 「ぎりぎりの有効打突」がある。迷わない。
- (47) 試合規則に記載されていない事態があるが、審判は自分で解決するつもりで立つ。(問題解決能力)
- (48) 笛の合図と「止め」のタイミング(技が出ている時) 気や縁が続いているときの中止要請。
- (49) 合議の回数により、試合の流れが切れたり、活気を失することがある。大会前の打ち合わせが必要である。
- (50) 細則25条12、時計係の試合終了の合図が確認できず、試合が継続され、有効打突の判定。(28条の錯誤、合議)

## 2. オーダーミスに対する措置について

- (1) 試合開始前に発覚した場合は正規のオーダーに改めさせ、特に罰則は与えない。
- (2) 試合中あるいは試合後に発覚した場合は次のように措置する。
  - (その試合場の審判主任へ異議を申しでる)
  - (例えば、先鋒と次鋒のオーダーミス)
  - ※先鋒、次鋒とも相手に二本を与えて負けとする。
  - ※先鋒、次鋒とも既得本数は認めない。
  - 尚、試合後の発覚とはそのチームの団体戦が終了し、そのチームの次の団体戦が開始するまでに発覚した場合をいう。
- (3) トーナメント戦においては次のように措置する。
  - ※試合中に発覚した場合は、その時点で措置する。
  - ※試合後に発覚した場合は、その試合に対して措置する。
- (4) リーグ戦においては次のように措置する。
  - (例えば、A・B・C3チームのリーグ戦におけるA対Bの対戦で、Aチームが先鋒と次鋒のオーダーミスをした場合)
  - ※Bチームに対しては、先鋒、次鋒とも相手に2本を与えて負けとし、ともに既得本数は認めない。
  - ※Cチームに対しては、A対Cの対戦がオーダーミス発覚の前後であっても先鋒、次鋒とも相手に2本を与えて負けとし、ともに既得本数は認めない。
- (5) オーダーミスのあったチームが勝ちあがった場合は次のように措置する。
  - (例えば、先鋒と次鋒のオーダーミス)
  - ※ミスのあった2選手の以後の出場は認めない。
  - ※補欠の出場は認める。

### 3. 試合放棄に対する措置について

- ・全国高校総体、全国選抜大会において試合放棄が行われた場合、原則として以下の措置をとる。  
試合放棄とは事故や負傷などによる棄権ではなく、運営や判定に対する不満により、試合を一方的に放棄した場合をいう。

#### (1) 試合放棄の事実確認及び事情聴取

審判長または審判主任は、監督及び選手に対して試合放棄の事実を直接確認し、その事情聴取にあたる。

#### (2) 競技場の取り扱い

剣道試合・審判規則第31条（棄権）、細則28条にのっとり以下の通り処理する。

①試合を放棄した者は負けとし、その後の試合に出場することができない。

②個人戦においては、相手に2本を与えて負けとする。既得本数は認めない。

③団体戦においては、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数は認めない。

（リーグ戦においてはそのリーグすべての試合を、相手チームに5勝10本を与えて負けとし、既得本数、既得権は認めない。）

補足：団体戦においては、チームとして試合放棄した場合とチーム内の1選手が試合を放棄した場合があり得るが、ともに上記③のとおり処置する。

#### (3) 試合放棄した個人または団体（監督も含め）に対する事後の指導措置

全国高体連剣道部長は、副部長・委員長と協議し当該者に対し指導を講ずる。

その結果を全国専門委員会に報告する。

付記：各都道府県の大会における試合放棄は、各都道府県高体連及び剣道専門部に一任する。その結果を全国高体連剣道部長に報告する。

# 剣道試合・審判・運営要領

## 1. 試合・審判規則ならびに細則

### 第1編 試合

### Q & A

#### (竹刀) 規則第3条

Q 1 老齡者ゆえに体力や体型からして基準の竹刀が使用できない。個人差に応じて裁量できないか。

A 1 現行の基準通りとする。

【解説】

- ・基準があることによって公平性が保たれることになる。
- ・規則や基準には普遍性があり無理はない。
- ・各自が修練を積むことによって基準の竹刀を使うことになる。

Q 2 中結の位置がずれた場合の処置はどうするか。

A 2 中結を剣先から約1/4の箇所に戻してみる。この箇所ですっかりと締まっていれば問題はないが、緩ければ締め直させる。(危険を防止する。)

#### (剣道具) 規則第4条

Q 3 小手の内側に手袋様の用品を装着することは認められるか。

A 3 規制しない。問わない。

【解説】

- ・アトピー性皮膚炎やかぶれなどの医療面を考慮し、各自の裁量によって装着する場合がある。
- ・テーピング・サポーター・足袋、襦袢の類と同様に考える。

Q 4 五本指の小手は使用してよいか。

A 4 公平性や危険防止の観点から、公式の試合では使用させない。

【解説】

- ・内部が分岐していても、外見上、剣道試合審判規則の図3の通りであれば規制しない。

#### (有効打突) 規則第12条

Q 5 一方の面打ちに対して、片方がこれを右小手で避けた。結果的には右小手を打った形となり、この打ちが有効打突の条件を満たしていた場合、右小手打ちは有効になるのか。

A 5 ・有効打突にならない。  
・面打ちの意志のもとで打ったのであって、偶々、偶然、はずみで打ったにすぎない。

Q 6 倒れたものに対して直ちに加えた打突は有効となるが、「直ちに」という程度をどのように解釈したらよいか。

A 6 単に片方の一打を見る(待つ)のではなく、双方の流れや状況、倒れた者の対敵行動などを合わせて一打を見て判断する。

【解説】

- ・倒れたものに対する一打は一呼吸ということが言われる。一呼吸の内実には双方の流れや状況、審判員の見極めや判断が含まれる。

Q 7 倒れたものに対して直ちに打突した場合、判定の対象は初太刀の打突に限定するのか、連続の打突も対象にするのか。

A 7 第1条の(目的)を踏まえて、状況や事象を見て判断する。

【解説】

- ・状況や事象を見て判断することも審判員の力量に含まれる。

Q 8 試合者のレベルによって残心の内容は異なるが、これをどのように扱って判断したらよいか。

A 8 試合者のレベルによって、その対象が十分に受け容れられる内容を以って見極める。

Q 9 一方が先に面を打った（有効打突として旗が挙がった）が、これに対して一瞬の違いで片方が突きを突いた。この場合、「面打ちは打つべき機会ではなかったなので、一本にしない。旗は挙げたが取り消す」という考え方は成り立たないか。

A 9 取り消さずに面打ちは有効となる。

【解説】

- ・ 武術的な視点や教育的な処置など、様々な捉え方があるが、技を起こしてから残心までの一連の打突行動を見極める。

Q 10 一方が先に面を打った（有効打突として旗が挙がった）が、これに対して一瞬の違いで片方が突きを突き、このために先に面を打った一方の体勢が崩れたり倒れた場合、面は有効打突になるか。

A 10 面を打った（有効打突として旗が挙がった）が相手に倒された場合でも、面は有効となる。

【解説】

- ・ 先と後の関係、相対的な動作の状況、倒れた原因、残心などによって判断する。

Q 11 被打突者の剣先が、打突者の上体前面に付いてその氣勢、姿勢が充実していると判断した場合は有効打突とならないが、判断する手がかりは何か。

- ・ 上体前面とはどこを指すか。
- ・ 剣道具の無い箇所に剣先がついている場合はどうなるか。

A 11 被打突者が剣先で制している、打突者が制せられているという、打突に影響しているか否かなど、相対的な影響力の関係を見極めて判断することになる。

- ・ 剣先が打突者の身体の一部に触っているだけであったり、単なるツッカケであれば有効打突となる。
- ・ 被打突者が正当な行動によって打突者の打突に影響をおよぼしているのであれば、有効打突にならない。

【解説】

- ・ 一つ一つの行動現象を机上で論ずることはむずかしい。先と後の関係、相対的な動作の状況、残心などを総合的に見極めて判断することになる。
- ・ 審判員は「剣の理法」に則って一般的に認め得る範囲を、どこで見極めるのかを訓練することが大切である。
- ・ 審判員は微妙な局面こそを見極められる目を養うことが大切である。

Q 12 終了時間の合図と同時の打突はどのように扱うか。

A 12 打突動作に入っていれば効力がある。

### （竹刀の打突部）規則第 13 条

Q 13 竹刀の打突部は、「物打ちを中心とした刃部（弦の反対側）とする」とあるが、物打ちは点であることから、物打ちの点を明確に特定した方が審判員も判断しやすいのではないのか。

A 13 物打ちの点は特定しない方がよい。審判員がしっかりとした目で見なければならない。

【解説】

- ・ 物打ちの点を特定すると、逆に物打ちの点以外の箇所で打撃した場合に有効打突が採れなくなったり、審判員の判断に迷いが生じたりする。
- ・ 物打ちとは点であり、点で打撃することがベストである。打撃が物打ちの点から遠ざかるにつれて、それだけ有効打突になりにくい。
- ・ 個人が使う竹刀の長さによって物打ちの点は異なってくる。

### （打突部位）規則第 14 条

Q 14 小手・面・胴・突という打突部位の違いと、この部位を打突する打突強度の違いによって、有効打突になる場合とならない場合があつてよいか。

A 14 試合の場面で打突の強度を明確にすることはできない。

【解説】

- ・ 有効打突の条件を満たしていることは必須であるが、技の軽妙さや切れ味などを考慮しながら、強弱の度合いによって有効打突になる場合とならない場合の判断がある。



## (諸禁止行為事項ならびに罰則) 規則第17～20条

Q15 一方の試合者が同時に二つの反則を犯した場合、その処置はどうなるか。

A15 同時ということは考えられないので、時間経過を判断基準として先におかした事項が反則となる。

Q16 鏝競り合いが解消したと判断するのはどのような状況か。

A16 鏝競り合いから打突の行動に移った時、または何らかの行動を起こした時が鏝競り合いの解消の端緒となる。

Q17 鏝競り合いの時に双方の手元が上がって鏝と鏝とが競り合っておらず、小手と小手とが接している。これは反則になるか。

A17 是々非々を明確にし、不当な鏝競り合いであれば反則になる。

Q18 鏝競り合いが膠着した状態ではなく、もつれた状態ならば反則になるか。

A18 不当な鏝競り合いとして反則になる。

### 【解説】

- ・身体接触から正しい鏝競り合いになっていないのもつれてしまう。
- ・形態的・合理的動作論から考えれば、技を出すためには打ち易い体勢になっていなければならない。正しい鏝競り合いになっていないのもつれてしまい、もつれた状態では技は出せない。

Q19 正しい鏝競り合いではなかったのに、警告の意味で早めに反則を採った。この処置はどうか。

A19 警告の意味は必要ない。不当という事実に基づいて判断する。

Q20 体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。

A20 打突後の体当たりや相手を崩して打突するという、打突に結びついた行動でなければ不当な押し出しになる。

- ・押し出す意志があったのか否かを見極める。
- ・もち堪えなければならない程度の接触であったのか否かを見極める。

### 【解説】

- ・異常な行動・不審・疑義や、正当か不当かの微妙な事象については、即座に判定せずに合議によって判断すべきである。

Q21 一方の引き面に対して、片方がツッカケて追い込んでいった。このツッカケをどのような観点で見極めたらよいか。

A21 嫌味や不当なツッカケのように、正当な突技でなければ反則になる。

### 【解説】

- ・試合者の行動の中で、正当か不当か、有効打突を求めているのか否かを判断するのは審判員の見極めである。

Q22 試合中に何らかの弾みで剣道具が外れる場合がある。これは着装の不備として反則になるか。

A22 規則上では反則にならない。着装は指導の段階である。

### 【解説】

- ・剣道具が頻繁に外れるようであれば反則になる。
- ・安全に対する注意義務を著しく怠り、これによって試合を続行することが不可能な重大なミスであれば反則になる。

Q23 一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。

A23 一方が攻防の流れから叩いたのであれば不当な行為の範囲には入らない。落とした側を反則にする。

### 【解説】

- ・強く叩いて落とした行為が見苦しい場合は、第1条の「目的」に照らして反則になる。

**(審判員) 規則第24条**

Q24 鏢競り合いの時間が長いと思われた場合に、副審は「止め」を宣告することができるか。

A24 副審は「止め」を宣告することができない。

**【解説】**

- ・試合を運営する権限は主審の専決事項である。

Q25 主審による鏢競り合いの処置に対して、副審が不信感や疑問を感じた場合、副審は「止め」を宣告することができるか。

A25 副審は「止め」を宣告することができない。

**【解説】**

- ・審判の事前事後において審判員三人の意志統一・連携が大切である。
- ・審判主任は助言・指示・注意をする。

Q26 鏢競り合いの途中で、主審が不当な鏢競り合いであると判断して合議をかけた。この場合、副審は必ず（一方または双方に）反則を採るように判定しなければならないか。

A26 副審は「自分は（一方または双方を）反則にはしない」と判定することができる。

**【解説】**

- ・鏢競り合いで合議を宣告することは試合を運営する主審の専決事項である。
- ・合議がかかった場合、反則を採るか採らないかの判断は審判員三人の同等の権限である。

Q27 試合者に明らかな反則があると認められる行為がありながら、主審が気づかなかつたり見えなかつたりした場合、副審は「止め」を宣告することができるか。

A27 副審は「止め」を宣告することができる。反則の内容については合議によって判断・決定する。

**【解説】**

- ・試合を続行することが不可能な緊急の場合がある。
- ・危険が潜在している緊急の場合がある。
- ・主審が気づかなかつたり、見えなかつたりする場合がある。

**(審判方法) 規則第29条**

Q28 二人の審判員が場外の反則と判断した。しかし、試合者に一番近くてよく見える位置にいた審判員が、場外には出ていないと強く主張した。どのように処置するか。

A28 合議により、事実に基づいて判断する。

Q29 相打ちに近い打突に対して、赤旗二本（副審・副審）、白旗一本（主審）の表示があった。この時点で主審が確認の意味を理由に合議をかけた。合議の結果、主審のみが赤旗を表示して有効打突の宣告をおこなった。この場合は、有効打突に関する合議であることからして、主審だけではなく副審も赤旗を表示するべきではないか。

A29 一旦、合議という手順を踏んだのであれば、有効打突に関する合議であっても、合議した後の表示は主審のみでよい。

**【解説】**

- ・主審が合議をかけること自体が不適切である。

Q30 よい打突であれば現実的には直ぐに旗を表示する。残心を見極めていると旗の表示が遅くなってしまふ。有効打突の表示と残心の見極めとの時間的な関係はどうなるか。

A30 有効打突の表示はしたが、試合者の行動を目で追いながら打突行動の続きや余韻を観察する。

**【解説】**

- ・有効打突は残心までを含む。残心が不十分であれば取り消す。
- ・残心を個別の局面として考えると旗の表示が遅くなる。

Q31 二人の審判員が有効打突の表示をし、これによって有効打突は確定したが、残る一人の審判員は旗の表示をしなかった。この場合、有効打突が確定すれば、そのまま流してよいのか、それとも残る一人の審判員に旗の表示を促すのか。

A31 そのまま流さない。旗の表示を促す。

【解説】

- ・有効打突は確定するが、規則第29条（審判方法）の通り、他の審判員は自らの判断を直ちに表示しなければならない。
- ・そのまま流してしまうと、審判員は旗の表示をしなくてもよいことになりかねない。

Q32 三人の審判員は表と裏の位置関係にあるが、一番よく見える位置にいる審判員の判定に他の審判員は追随したほうがよいか。

A32 自分自身でよく見て、自分の判断と意志によって判定する。

【解説】

- ・審判員個々人がよく見える位置にしながら正しい見方をし、自分の判断と意志によって判定する。
- ・一番よく見える位置にいる審判員が正しい判断をすることは限らない。

Q33 竹刀を落とした場合、反則の表示はどの時点でおこなうのか。

A33 反則を認めた時点で直ちに表示し、表示したま定位置に戻る。

Q34 竹刀が回っているのを副審が認めた場合、指導の手順はどのようにしたらよいか。

A34 竹刀の弦が上になっていない場合、主審が1回のみ指導することができる。副審が「止め」を宣告して主審に知らせたり、試合者に指導したりすることはできない。

【解説】

- ・主審が以後、その行為が続く場合は有効打突としない。

### （異議の申し立て）規則第35条

Q35 異議の申し立てができるのはどのような内容か。

A35 審判員の判定に対しては異議の申し立てをすることができない。

- ・規則の実施や運営に関しては異議の申し立てをすることができる。
- ・明白な間違いについては異議の申し立てをすることができる。
- ・錯誤の疑義（錯誤があったのではないかという疑義）については異議の申し立てをすることができる。

Q36 異議の申し立てをする場合の手順はどのようになるか。

A36 監督は監督旗を挙げながら異議の申し立ての合図をする。

- ・主審の「止め」の宣告によって試合が中止する。
- ・監督は審判主任または審判長に対して疑義の内容を申し立てる。

Q37 団体戦では監督が異議の申し立てをおこなうが、個人戦で監督がいないような場合は、泣き寝入りに終わってしまうことがあるのではないか。

A37 試合者が不利益にならないように、審判長および審判主任がカバーしてやるようにする。

## 3. 試合・審判運営要領 Q & A

### 『整 列』

Q38 五人制の団体試合で、一方のチームの次鋒が欠場した場合、このチームの中堅は面を着けて礼をおこなうのか。

A38 前の二人（この場合は先鋒と中堅）が面を着けて団体の礼をおこなう。

【解説】

- ・相手チームの次鋒は面を着けて団体の礼をおこなう。

### 『試合開始前の審判員の移動および旗の保持』

Q39 審判員が移動する場合、第一歩の踏み出しは右足からか踏み出すか、左足から踏み出すか。

A39 規定は無い。



# 1 第1編 試合

## (1) 第1章 総則

### (試合場)

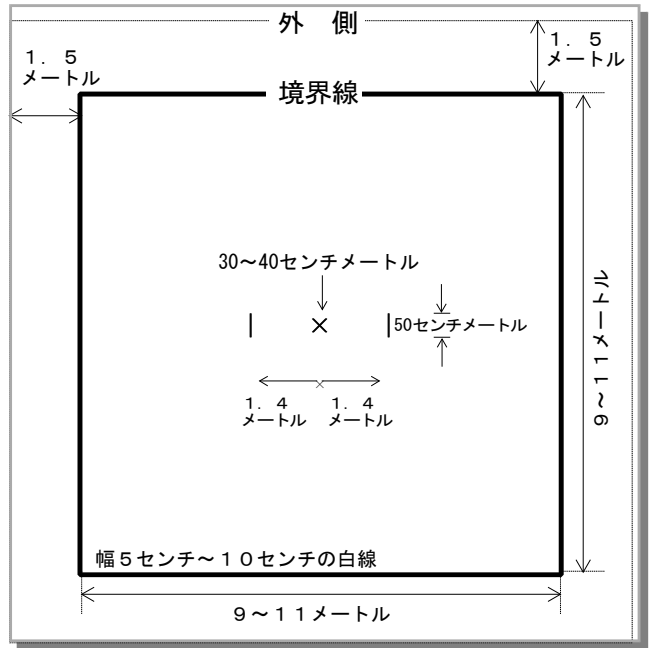
第2条 試合場の基準は次のとおりとし、床は板張りを原則とする。

1. 試合場は、境界線を含み一边を9メートルないし11メートルの、正方形また長方形とする。
2. 試合場の中心は×印とし、開始線は、中心より均等の位置（距離）に左右1本ずつ表示する。各線の長さおよび開始線間の距離は細則で定める。

第1条 規則第2条（試合場）は、次のとおりとする。

1. 試合場の外側に原則として1.5メートル以上の余地を設ける。
2. 各線は、幅5センチメートルないし10センチメートルとし、白線を原則とする。
3. 試合場の中心（×印）、開始線の長さおよび開始線間の距離などは、第1図のとおりとする

注：\_\_\_は審判規則    ~~~は審判細則



### (竹刀)

第3条 竹刀は、竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品のものとする。竹刀の構造、長さ、重さ、つば（鐔）の規格などは、細則で定める。

第2条 規則第3条（竹刀）は、次のとおりとする。

1. 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物（先皮内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの）を入れてはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。
2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば（鐔）を含まない。

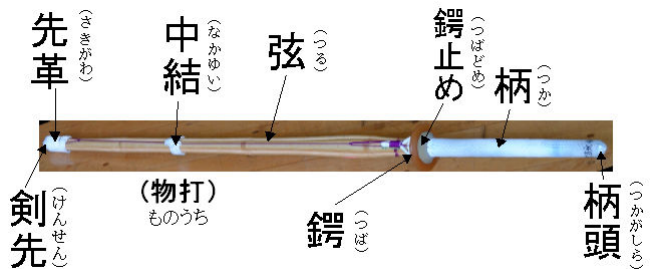


表1 竹刀の基準（一刀の場合）

|    | 性別   | 中学生     | 高校生(相当年齢の者も含む) | 大学・一般   |
|----|------|---------|----------------|---------|
| 長さ | 男女共通 | 114cm以下 | 117cm以下        | 120cm以下 |
|    | 男性   | 440g以上  | 480g以上         | 510g以上  |
| 重さ | 女性   | 400g以上  | 420g以上         | 440g以上  |
|    | 男性   | 25mm以上  | 26mm以上         | 26mm以上  |
| 太さ | 女性   | 24mm以上  | 25mm以上         | 25mm以上  |

※円形でないものや、竹製などの鐔は使用できません。

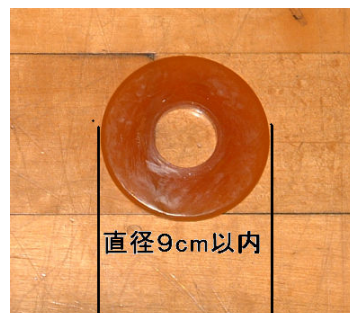
3. つば（鐔）は、皮革または化学製品の円形のものとする。その大きさは直径9センチメートル以内とし、竹刀に固定する。

### つば

皮革または化学製品の円形のもの。  
直径 9 cm 以下

### 中結の位置

剣先から全長の約1/4の位置とされています。



(剣道具)

第4条 剣道具は、面、小手、胴、垂れを用いる。

第3条 規則第4条（剣道具）は、第3図のとおりとする。

剣道具

面・小手・胴・垂れを用いる。  
試合中に乱れないよう、堅固装着する。



※面は、ポリカーボネート積層板装着面が認められています。  
※面紐の長さは、結び目から40cm以下とされています。  
※小手は、5本指の小手について公式の試合での使用が禁止されています。

(服装)

第5条 服装は、剣道着、袴とする。

※高体連主催等の公式試合では、紺（黒）または白で、刺繍等により華美にならないこととされています。

着装

剣道着・袴の服装に、剣道具を着装し、名札を中央の垂れに着け、目印を胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。

剣道着・袴

清潔で綻びや破れのないものを使用すること。

第4条 試合者の目印は、全長70センチメートル、幅5センチメートルの赤および白の2色とし、試合者の胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。

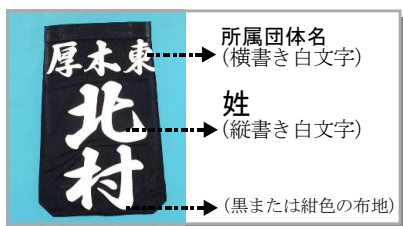
目印

全長70cm、幅5cmの赤および白とされています。

第5条 試合者の名札は、第4図のとおりとし、中央の垂れに着ける。

名札

黒または紺色の布地に、所属団体名を横書き白文字、姓を縦書き白文字とされています。



※高体連主催等の公式試合では、校名などを大きく目立つように入れることが禁止されています。

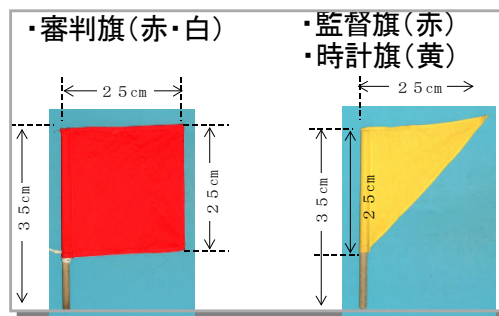


第6条 審判旗などの規格は、第5図のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは直径 1.5 センチメートルを基準とする。

第7条 サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める。



第8条 試合者の入退場および礼法は、その大会で定められた方法により行う。



※使用する場合は、審判主任に申し出て、認否を確認すること。  
 ※肘や膝などのものを足(かかと)に使用することはできません。  
 ※ゴムや革を底に張ったものは使用できません。

## (2) 第2章 試合

### ① 第1節 試合事項

#### (試合時間)

第6条 試合時間は、5分を基準とし、延長の場合は3分を基準とする。ただし、主審が有効打突または試合の中止を宣告したとき、再開までに要した時間は、試合時間に含まない。

#### 試合時間

5分を基準とし、延長の場合は3分を基準とする。但し、必要な場合は大会要項で変更して行うことができる。

#### (勝敗の決定)

第7条 勝敗の決定は次により行う。

1. 試合は、3本勝負を原則とする。ただし、運営上必要な場合は1本勝負とすることができる。
2. 勝敗は、試合時間内に2本先取した者を勝ちとする。ただし、一方が1本を取り、そのまま試合時間が終了したときは、この者を勝ちとする。
3. 試合時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に一本取った者を勝ちとする。ただし、判定または抽選により勝敗を決め、あるいは、引き分けとすることもできる。
4. 判定または抽選により勝敗を決した場合は、その勝者に対して1本を与える
5. 判定により勝敗を決する場合は 技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。

第9条 規則第7条5号「判定」は、次のとおりとする。

1. 技能の優劣は、有効打突に近い打突を優位とする。
2. 試合態度の良否は、姿勢および動作において優っているものを優位とする。

※神奈川県高体連の主催の大会では、1回戦から決勝まで4分とし、延長は2分を時間を区切って行うことが多いようです。

※時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとするか、延長戦を行い先に1本取った者を勝ちとする。  
 ※判定または抽選により、勝敗を決定することもあります。

※高体連主催などの公式試合では、通常は勝者数法を採用しています。

## (団体試合)

第8条 団体試合は、次によるほか、その大会で定められた方法により行い、勝敗を決する。

1. 勝者数法は、勝者の数によって団体の勝敗を決する。  
ただし、勝者が同数の場合は、総本数の多い方を勝ちとする。なお、総本数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決する。
2. 勝ち抜き法は、勝者が続けて試合を行い団体の勝敗を決する。

## (試合の開始、終了)

第9条 試合の開始および終了は、主審の宣告で行う。

## (試合の中止、再開)

第10条 試合の中止は、審判員の宣告で行い、再開は、主審の宣告で行う。

## (試合の中止要請)

第11条 試合者は、事故などのために試合を継続することができなくなったときは、試合の中止を要請することができる。

## ② 第2節 有効打突

### (有効打突)

第12条 有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。

#### 充実した氣勢・適正な姿勢

これらの判断については、審判員の修練に基づく識見と認定と裁量とに委ねられている。

#### 竹刀の打突部

物打を中心とした刃部（弦の反対側）とする。

第10条 規則第12条の「刃筋正しく」とは、竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向である場合とする。

第11条 次の場合は、有効とすることができる。

1. 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。
2. 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
3. 倒れた者に、直ちに加えた打突。

第12条 次の場合は、有効打突としない。

1. 有効打突が、両者同時にあった場合（相打ち）。
2. 被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその氣勢、姿勢が充実していると判断した場合。

※弦が回って打突している場合には、主審は1度だけ注意しますが、その後繰り返されている場合は注意されません。また、その状態のまま打突部位を打突しても有効打突とはなりません。



竹刀を落とした直後



場外で出た直後



倒れた直後

### 有効打突の取り消し

残心がなかった場合など、試合者として不適切な行為があった場合には、有効打突が取り消されることがあります。

### その他

有効打突のみならず、審判員のすべての判定に対して異議の申し立てはできない。

### (竹刀の打突部)

第13条 竹刀の打突部は、物打を中心とした刃部（弦の反対側）とする。

### (打突部位)

第14条 打突部位は、次のとおりとする。（細則第3図参照）

1. 面部（正面および左右面）
2. 小手部（右小手および左小手）
3. 胴部（右胴および左胴）
4. 突部（突き垂れ）

第13条 規則第14条（打突部位）は、第3図のとおりとし、面部および小手部は、次のとおりとする。

1. 面部のうち左右面は、こめかみ部以上。
2. 小手部は、中段の構えの右小手（左手前の左小手）および中段以外の構えなどのときの左小手または右小手。

## (3) 第3章 禁止行為

### ① 第1節 禁止行為事項

#### (薬物使用)

第15条 薬物を使用すること。

第14条 規則第15条の禁止薬物は、別に定める。

#### (非礼な言動)

第16条 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

#### (諸禁止行為)

第17条 試合者が、次の各号の行為をすること。

1. 定められた以外の用具（不正用具）を使用する。
2. 相手に足を掛けまたは払う。
3. 相手を不当に場外に出す。
4. 試合中に場外に出る。
5. 自己の竹刀を落とす。
6. 不当な中止要請をする。
7. その他、この規則に反する行為をする。

※左右面は、こめかみ部以上が打突部位となります。

※小手部は、中段の構えの右小手（左手前の左小手）および中段以外の構えなどのときの左小手または右小手が打突部位となります。

※薬物を使用したり、審判員または相手に対して非礼な言動をした者は負けとなり、相手に2本が与えられ、退場を命ぜられます。その際、それまでの既得本数および既得権は認められません。

※定められた以外の用具を使用した者は、負けとなり相手に2本が与えられ、それまでの既得本数および既得権は認められません。ただしこの処置は、不正用具使用発覚以前の試合までさかのぼりません。また、その後の試合を継続することはできませんが、団体戦における補欠の出場は別に定めない限り認められます。

※高体連等の公式試合では、個人戦と団体戦を含めて行う大会において、罰則が両方にまたがって適用されます。団体・個人試合ともにリーグ戦にあっては、不正用具使用者の全ての試合が負けとされ、補欠の出場も認められません。  
※竹刀メーカーが異物（石膏）を挿入して販売されていることが過去にありました。購入の時から十分に。注意しましょう。

第15条 規則第17条4号の「場外」は、次のとおりとする。

1. 片足が、完全に境界線外に出た場合。
2. 倒れたときに、体の一部分が境界線外にでた場合。
3. 境界線外に置いて、身体の一部または竹刀で体を支えた場合。



第16条 規則第17条7号の禁止行為は、次の各号などをいう。

1. 相手に手をかけまたは抱え込む。
2. 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
3. 相手の竹刀を抱える。
4. 相手の肩に故意に竹刀をかける。
5. 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
6. 故意に時間の空費をする。
7. 不当なつば（鏝）競り合いおよび打突をする。



竹刀を握る



かかえこむ

肩にかける

※両者が相前後して場外に出たときは、先に出た者のみ反則となります。  
※有効打突を取り消したときには、打突後に場外に出た行為を反則としません。  
※竹刀を落とした直後に相手が打った打突が有効となった場合には、落とした行為を反則としません。  
※竹刀を落としたかどうかは、操作・管理能力の有無で判断されます。  
※不当な鏝競り合いは、つばとつばが接しない状態である。また、鏝競り合いから、分かれる際に竹刀で相手を突き放す行為は、不当な鏝競り合いおよび打突に該当します。

## ② 第2節 罰則

第18条 第15条、第16条の禁止行為を犯した者は、負けとし、相手に2本を与え、退場を命ずる。退場させられた者の既得本数、既得権は認めない。

第19条 第17条1号の禁止行為をした場合は、次の各号により処置する。ただし、両者同時になしたときは、両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権を認めない。



1. 不正用具の使用者は、負けとし、相手に2本を与え、既得本数および既得権を認めない。
2. 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。
3. 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することができない。ただし団体戦における補欠の出場は、別に定めのない限り認める。

#### 第20条

1. 試合者が第17条2号ないし7号の行為をした場合は、反則とし、2回犯した場合は相手に1本を与える。反則は、1試合を通じて積算する。ただし、同時反則によって両者が負けになる場合は相殺し、反則としない。
2. 第17条4号の場合、両者が相前後して、場外に出たときは、先に出た者のみ反則とする。
3. 第17条4号の場合、有効打突を取り消したときは、反則としない。
4. 第17条5号の場合、その直後に相手が打突を加え、有効となったときは、反則としない。

### 試合者要領

(『付1 剣道試合・審判運営要領』より)

#### 「入場等」

1. 試合者は入退場の際、選手席に整列し、監督の指示で正面に礼をした後、着座または退場する。

#### 「整列」

1. 団体試合の場合、先鋒、次鋒は剣道具を着け、竹刀を持って立礼の位置(開始の線手前3歩、以下同じ)に整列し、主審の「礼」の号令により相互の礼を行う(試合者の整列方法 第1図)。引き続き次の試合が行われる場合、試合場内に2チーム1列で並ぶ。ただし、2チーム1列で並べない場合は、この限りではない(団体試合の整列方法 第1図、第2図)

※選手席への時計の持ち込み、選手席からのサインによる指示や試合者への声援は禁止されています。  
※先鋒戦と最後の試合者の対戦の場合には、控えの試合者は正座することが望ましいでしょう。



#### 「正面への礼」

1. 試合者は次の場合主審の号令により正面への礼を行う。

- (1) 第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。
- (2) 試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。
- (3) 正面への礼は、立礼の位置で行う。

※審判側に先鋒から順に並びます。  
※2チーム1列で並べない場合は、別の並び方で行います。

#### 「開始」

試合者は、試合を開始する場合、立礼の位置に進み、提げ刀の姿勢で相互の礼を行い、帯刀し、3歩進んで開始線で竹刀を抜き合わせつつ、そんきょ(蹲踞)し、主審の宣告で試合を開始する。

※審判員が移動して定位置に付くまで、試合場に入ってははいけません。  
※次の試合者は、前の試合者が試合場内から出るまでは試合場内に入ってははいけません。

#### 「有効打突」

1. 試合者は、主審の有効打突の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、開始線に戻り相中段に構え、主審の宣告を受ける。

※そんきょ(蹲踞)や正座の時に、境界線から竹刀の先が出ないように注意しましょう。

### 「中止の要請」

1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。
2. 試合者は、着装の乱れを直すときは、開始線で立ったまま納刀し、境界線の内側まで後退し、そんきょ（蹲踞）もしくは正座して速やかに行う。



中止要請

### 「中止」

1. 試合者は審判の「止め」の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、開始線に戻り、主審の宣告または指示を受ける。

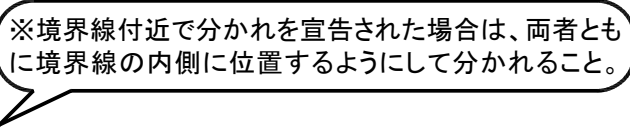
### 「合議」

1. 試合者は主審が合議の宣告をした場合、開始線で立ったまま納刀し、境界線の内側まで後退し、そんきょ（蹲踞）もしくは正座で待機する。



### 「再開」

1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、開始線で立ったまま相中段に構え、主審の宣告により試合を再開する。



### 「分かれ」

1. 試合者は、主審の「分かれ」の宣告があった場合、直ちに間合いを取り、相中段に構え、主審の宣告で試合を継続する。



分かれの間合い

### 「異議の申し立て」

1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。

### 「判定・抽選勝ち・試合不能」

1. 試合後は、判定により勝敗を決する場合、開始線で相中段に構え、主審の宣告を受ける。
2. 試合者は、抽選および試合不能により勝敗を決する場合、上記1による。

### 「不戦勝ち」

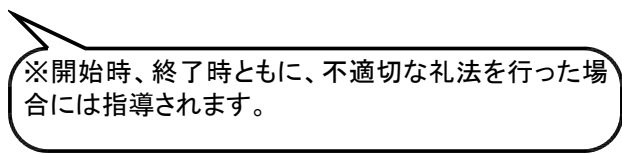
1. 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける場合、試合を行う要領で開始線に進み、立ち上がったところで主審の宣告を受け、そんきょ（蹲踞）して納刀し、元に戻る。
2. 団体試合の不戦勝ちの場合は、全試合者は立礼の位置で主審の宣告を受ける。(団体試合の整列方法 第1図)。



4 3 2 1

### 「終了」

1. 試合者は、試合を終了する場合、開始線で相中段に構え、主審の宣告の後、そんきょ（蹲踞）して納刀し、立ち上がり帯刀姿勢で立礼の位置まで後退し、提げ刀の姿勢となり相互の礼を行う。



2. 団体試合が終了した場合、両団体は立礼の位置に整列し、主審の号令で 団体間の礼を行い退場する。この場合、最後の試合者は剣道具をつけ竹刀を持ち 整列する。

### 「その他の要領」

1. 試合者が二刀を使用する場合は次の要領で行う。
  - (1)小刀および大刀を共に提げ刀する。
  - (2)構えるときは、最初に右手で左手に持つ竹刀を抜いて左手に 持ち替え、次に右手に持つ刀を構える。
  - (3)納めるときは、最初に右手に持った竹刀を納め、次に左手に持った 竹刀を右手に持ち替え、納める。
  - (4)その他は一刀の場合の要領に準じて行う。
2. 試合者の服装は清潔で綻びや破れのないものとする。
3. 剣道具は試合中、乱れないように堅固に着装する。なお、面紐の長さは 結び目から 40 センチメートル以内とする。
4. 試合者は試合場内では相互の礼のみとし、審判員に対する礼や相互の個人的な座礼などは行わない。
5. 試合者が交替する際、胴づき、握手などの行為をしてはならない。
6. 試合者は審判員が移動して定位置につくまで試合場内に入ってはならない。
7. 次の試合者は、前の試合者が試合場内から出るまでは試合場内に入ってはならない。
8. 監督・試合者は選手席への時計の持ち込み、サインなどによる指示や 試合者への声援をしてはならない。
9. 先鋒戦および最後の試合者の対戦の場合、控えの試合者は正座することが望ましい。



団体試合の礼法



面紐は結び目から40cm以下

### \* 複数校合同チームについて

高体連主催等の公式試合では、部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校での活動が行われている場合限り、複数校合同チームとしての大会参加が認められています。

#### ①学校の統廃合に伴う合同チームの参加

統廃合の対象となった学校の部員同士が合同チームを組み、全国高等学校総合体育大会へ参加することが認められています。

統廃合の予定があっても、単独チームでの出場もできます。

#### ②部員不足等に伴う合同チームの参加

部員不足等によって、全国高等学校総合体育大会への参加は認められていません。

※試合に出るためだけに合同チームを組むことは認められていません。

※神奈川県では、地区大会等において、部員不足等による大会参加を認めています。



## 2 第2編 審判

### (1) 第1章 総 則

#### (審判員の構成)

第21条 審判に従事する者の構成は、審判長、審判主任（2試合場以上の場合）、審判員とする。

#### <審判旗>

第6条 審判旗などの規格は、第5図のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは直径1.5センチメートルを基準とする。

#### (審判長)

第22条 審判長は、公正な試合を遂行するための必要な権限を有する。

第18条 審判長の任務は次のとおりとする。

1. 規則および細則の厳正な運用に留意する。
2. 試合の進行について留意する。
3. 異議の申し立てについて裁決する。
4. その他、規則および細則にない諸問題、あるいは突発事故について判断する。

第19条 試合開始時の審判長の合図は、次のとおりとする。

1. 試合場の場合は、最初の試合者が立礼の位置（開始線の手前3歩。以下同じ）に立ったとき、審判長は、起立し主審の宣告で試合を開始させる。
2. 試合場以上の場合、最初の試合者が立礼の位置に立ち、全体がそろったとき、審判長は起立して笛などで合図する。



#### (審判主任)

第23条 審判主任は、審判長を補佐し、それぞれ当該試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。

第20条 審判主任の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合場の責任者とする。
2. 規則および細則が適切に実施されているか留意する。
3. 規則および細則の違反、あるいは異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じ審判長に報告する。
4. 当該試合場の審判員を掌握する。



#### (審判員)

第24条

1. 審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、有効打突およびその他の判定については、同等の権限を有する。
2. 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、審判旗（以下旗とする）を持って有効打突および反則などの表示と宣告を行う。
3. 副審は、旗を持って有効打突および反則などの表示を行い、運営上主審を補佐する。なお、緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。



第21条 審判員の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合を運営する。
2. 宣告および表示を明確に行う。
3. 審判員相互の意思統一をはかる。
4. 審判員相互の旗の表示を確認する。
5. 試合終了後、必要に応じ審判主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

(係員)

第25条 試合運営上、時計係、掲示係、記録係、選手係を置く。その構成および任務は、細則に定める。

第22条 規則第25条の係員の構成および任務は、次のとおりとする。

1. 時計係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合時間の計時にあたり試合時間終了の合図をする。



時計：①ストップウォッチで試合時間を計測する。各大会の試合時間、代表決定戦、延長戦の時間などを良く確認しておくこと。②試合終了合図用のブザーとタイマー旗をもち試合時間が止まっているときには必ず旗を頭上に真っ直ぐ上げておくこと。(試合開始前にも旗を上げておくこと)\*時計係は試合時間終了の合図を明確に行うこと、終了間際の打突など勝敗に大きく影響することがあります。



2. 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の掲示および審判旗の点検、確認をする。



掲示：試合の記録を得点版に記録する。主審の宣告を良く確認してから記録すること。反則など記入もれのないように試合を客観的かつ冷静に観察すること。



3. 記録係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、有効打突の部位および反則の種類と回数ならびに試合の所要時間などを記録する。



記録：試合の記録を記録用紙に正確に記入して試合終了ごとに本部の記録席に届けること。主審の宣告と掲示係の記入とを両方注意して確認すること。



4. 選手係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合者の召集、用具などの点検にあたる。

<審判員の服装>

第23条 審判員の服装は、次のとおりとする。ただし、その大会で定められた場合は、この限りではない。

1. 上衣は紺色（無地）とする。
2. ズボンは灰色（無地）とする。
3. ワイシャツは白色（無地）とする。
3. ネクタイはえんじ色（無地）とする。

1. 各種大会等で、大会主催者より支給されるネクタイに、大会のシンボルマーク等を目立たない箇所に小さく印刷したものは、他の大会で使用しても差し支えない。
2. 全日本剣道連盟あるいは各都道府県剣道連盟で、マークを目立たない箇所に小さく印刷するなど、華美にならないよう留意するものとする。
3. 上記以外のネクタイについてはマーク、家紋等一切を印刷していないものでなければならない。
4. 靴下は紺色（無地）とする。

旗の表示



審判員の服装

## (2) 第2章 審判

### (有効打突の決定)

第26条 有効打突の決定は次による。

1. 2名以上の審判員が有効打突の表示をしたとき。
2. 1名が有効打突の表示をし、他の審判員が棄権の表示をしたとき。

### 有効打突が決定したとき

審判員は旗を表示したまま定位置に戻ります。

選手は有効打突の宣告があったときただちに開始線に戻り相中段に構えます。



審判員は主審の宣告（「二本目」「勝負」「勝負あり」）と同時に旗を下ろし基本姿勢に戻ります。



### (有効打突の取り消し)

第27条 試合者に不適切な行為があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

第24条 規則第27条（有効打突の取り消し）は、次のとおりとする。

打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合。



### (有効打突などの錯誤)

第28条 審判員が有効打突などの判定に疑義がある場合は、合議の上その是非を決定する。

第25条 規則第28条（有効打突などの錯誤）は、次のとおりとする。

1. 有効打突または反則を錯誤して判定した場合。
2. 時計係の時間終了の合図が確認できず試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。
3. 反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。



### (審判方法)

第29条 審判員は、次の方法により審判を行う。

1. 審判員のうち、1名が有効打突の表示をした場合は、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない。
2. 主審は、有効打突が決定し、または試合を中止した場合は、試合者を開始線に戻した後、試合を再開させる。
3. 審判員は、反則を認めた場合、試合を中止させ、旗を直ちに表示しなければならない。ただし、反則の事実が不明瞭なときは、合議の上、その有無を決定する。
4. 主審は、つば（鐙）競り合いがこうちやく（膠着）した場合は、試合者をその場で分け、直ちに試合を継続させる。





5. 主審は、試合者が中止を要請した場合は、中止を宣告した後、その理由を質す。
6. 判定によって勝敗を決定する場合は、審判員は、主審の「判定」の宣告と同時に旗で表示を行う。

- 第26条** 規則第29条4項「分かれ」は、次の要領で行う。
1. 「分かれ」を宣告し、両者を分け、直ちに試合を継続させる。
  2. 分かれさせる位置は、試合場内とする。



中止要請

**「分かれ」を宣告するとき**

- 1) 主審はつばぜり合いが“こうちゃく状態”になったと判断したとき、「分かれ」の宣告と同時に、両方の旗を前方に出して分かれの表示を行い、両選手をその場で分けます。



分 れ

分かれさせるときの相互の間合いは直ちに打突できない距離です。

- 2) 両選手を分けた後、「はじめ」の宣告と同時に両旗を降ろし、試合を継続させます。



分れのときの間合い

**「分かれ」をかけるタイミング**

“こうちゃく状態”の判断は非常に難しいものです。レベルによって“こうちゃく状態”にも差があります。ここでは、参考として判断の一例を示します。参考にして、“こうちゃく状態”を的確に判断する練習を重ねてください。

- 1) つばぜり合いが適正に行われている。  
正しいつばぜり合いは、両者の右拳を胸の前であわせ、竹刀を写真の位置に定めます。



正しく行おうとしない選手は“不当なつばぜり合い”の反則をとります。

- 2) 技を出そうとしている。  
技を出す気がない場合は、“時間の空費”の反則をとります。



上記1) のような正しいつばぜり合いが行われ、かつ2) のように技を出そうとして競い合っている状態を確認し、両選手とも技を出す機会が認められないとき、“こうちゃく”したと主審は判断し、「分かれ」を宣告します。

- 第27条** 審判員は、試合者の竹刀の弦が上になっていない場合、それを主審が明確に指導する。以後その行為が続く場合は有効打突としない。

**つるが上になっていないとき**

つるが上になっていないときは、主審は1回のみ明確に指導し、その行為が続いたときは、有効打突であっても認めないこととなります。



弦が回っている状態

### (3) 第3章 宣告と旗の表示

#### (宣告)

第37条 審判員の宣告は、開始・終了・再開・中止・分かれ・有効打突・勝敗・合議・反則・などについて行い、その要領は別表のとおりとする。ただし、特に宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。

#### (旗の表示)

第38条 審判員の旗の表示は、中止・分かれ・有効打突・勝敗・合議・反則などについて行い、その要領は別表のとおりとする。

#### 【解説】

##### ◎旗の持ち方

主審は右手に赤旗、左手に白旗を持ちます。副審は右手に白旗、左手に赤旗を持ちます。



##### ◎柄の握り方

柄を手の平に置き旗を人差し指で支えるように握ります。



##### ◎基本姿勢

両旗を体側につけ自然体の姿勢。

人差し指を真下に向けて持ちます。

移動するときは、右手に両旗を持ちます。

巻いた旗を持つときは、右手に持ちます。



##### ◎旗の巻き方

赤旗を外側に白旗を内側にして、先に白旗を少し巻き、白旗が表に出ないようにして巻きます。



##### ◎試合開始・再開の宣告を行うときの宣告と旗の表示

基本姿勢のまま「はじめ」と宣告します。

延長戦のときは、「延長はじめ」と宣告します。

## ◎試合を中止するときの宣告と旗の表示

両旗を真上に上げます。  
両肘を伸ばしてまっすぐ上に上げ、「やめ」と宣告します。  
宣告から一呼吸おいて旗を下げ、基本姿勢に戻ります。

### 試合を中止するとき

主審が試合中止の宣告をするときは次のような場合です。  
中止の宣告があった場合は、両選手はそれぞれの開始線へ、  
審判員は速やかに定位置へ戻ります。

#### 1) 反則の事実があったとき

- ①反則が認められたときは、審判員は旗を表示したまま定位置へ戻り、主審の反則の宣告で旗の表示をやめます。
- ②主審が反則を宣告するときは、反則を宣告する側にもった旗を、反対側の手に持ち替え、反則した選手に「反則〇回」と指で示しながら宣告し、基本姿勢に戻ります。
- ③両者とも同時に反則を犯し、白（赤）の選手に一本が与えられる場合は、主審は白→赤（赤→白）の順に反則の宣告を行います。次に白（赤）の有効打突の宣告（「一本あり」）と旗の表示を行います。

#### 2) 負傷や事故があったとき

負傷又は事故などにより試合が継続できない場合は

- ①試合継続の可否は医師の意見を徴し、審判員の判断となります。その処理に要する時間は5分以内です。
- ②負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意及び過失による場合は、その原因を起こした者を負けとします。その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとします。
- ③負傷または事故者として処理された者は、医師及び審判員の判断でその後の試合に出場することができます。
- ④加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することはできません。
- ⑤相手が試合不能、あるいは棄権による勝者は2本勝ちとなります。試合不能者の既得本数は有効となります。ただし、延長戦の場合は、勝者に一本を与えます。
- ⑥加害者として負けとなった者の既得本数は、既得権は認められません。
- ⑦棄権により負けとなった者は、その後の試合に出場することはできません。

#### 3) 危険防止のため

- 4) 竹刀操作が不能の状態になったとき一方の選手が竹刀を落としたとき、または倒れたとき、相手が直ちに打突しないときは試合を中止させます。この直ちに打突をするかしないかの時間的判断の目安は、一呼吸といわれています。

#### 5) 異議の申し立てがあったとき



中止の宣告



反則表示



反則の宣告





- 6) 合議の必要が生じたとき  
審判員の合議は次の場合に行います。

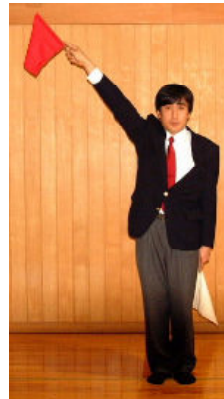
- ①有効打突の取消  
打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合。
- ②審判員の錯誤  
審判員の判定に疑義がある場合、合議の上、その是非を決定します。  
ア) 打突または反則を錯誤して判定した場合。  
イ) 時計係の試合時間終了の合図が確認できずに試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。  
ウ) 反則回数を錯誤して、試合が継続されウ)、有効打突の判定が行われた場合。
- ③反則の事実が不明瞭なとき
- ④規則の運用及び実施に関する疑義が生じたとき



合議の表示

◎有効打突を決定するときの宣告と旗の表示

旗を体側斜め上に上げます  
「メンあり」「コテあり」「ドウあり」「ツキあり」と有効打突として認めた打突部位を宣告します。  
次の宣告と同時に旗を下ろし、基本姿勢に戻ります。



◎勝敗が決定したときの宣告と旗の表示

旗を体側斜め上に上げます。  
「勝負あり」と宣告します。  
宣告と同時に旗を下ろし、基本姿勢に戻ります。  
※ 勝敗が決定したとき：二本勝ちしたとき  
一本勝ちしたとき  
不戦勝のとき

◎判定で勝敗が決定したとき

一方の選手が棄権や事故などにより試合が続行できなくなったとき  
不正用具を使用したときや非礼な言動などで勝敗が決定したとき



反則の表示

宣告

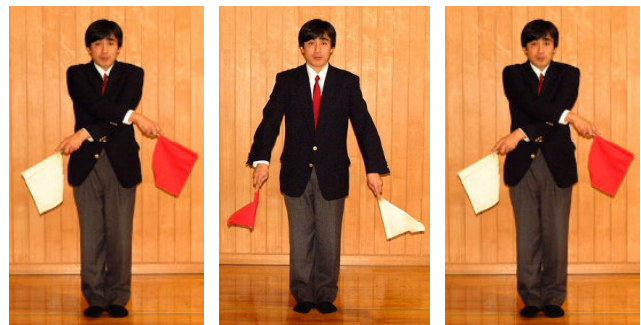
◎反則として一本与えるときの宣告と旗の表示

片手に両旗を持ち、指で反則の回数を示し、「反則2回」と宣告します。  
続いて、旗を体側斜め上に上げ「一本あり」と宣告します。

◎有効打突を認めないとき、有効打突を取り消すとき、相殺するときの旗の表示

両旗を前下で左右に振ります。

- ※ 審判員の中の一人でも有効打突を認めて旗を表示したときは、他の審判員はただちに有効・無効の判定を旗で表示しなくてはなりません。  
無効の表示をしたときは他の審判員が確認した後に基本姿勢に戻ります。  
主審が無効の表示または棄権の表示をした場合、副審2名の旗が上がり有効打突が決定したときは、主審は有効打突の宣告と旗の表示をしなくてはなりません。



有効を認めない・取り消し・相殺の表示



※ 有効打突を取り消すときは、「取り消し」と宣告もします。

※ 両選手とも2回目の反則を同時に犯したとき、「反則2回、相殺」と宣告もします。

### ◎有効打突の判定を棄権するときの旗の表示

両旗を前下で、赤旗を前にして交差させ停止します。

※ 有効打突が決定したときは、主審の宣告があるまでそのままの状態にします。



判定の棄権

### ◎反則のときの宣告と旗の表示

#### 反則を認めたとき

- 1) 主審は直ちに試合を中止させ（「やめ」）、両選手を開始線へ戻し相中段に構えさせます。
- 2) 審判員は反則を犯した選手側の旗を斜め下方に上げ反則の表示をします。
- 3) 明らかに反則と認められる行為（場外、竹刀放し等）については旗の表示だけを行います。
- 4) 審判員は旗を表示したまま定位置へ戻ります。
- 5) 主審は片手に両旗を持ち、指で反則の回数を示し、「反則〇回」と宣告します。  
同時に反則を犯したと認めたときは、両旗を斜め下方に上げます。
- 6) 副審は主審の反則の宣告と同時に旗を降ろします。

※ 反則として認められる事項：場外に出たとき  
相手を場外に不当に押し出したとき  
竹刀を落としたとき  
不当なつばぜり合いをしたとき  
時間の空費をしたとき  
不当な中止要請をしたとき  
その他規則に反する行為をしたとき

#### 反則の事実が不明瞭なとき

- 1) 主審は直ちに試合を中止させ（「やめ」）、両選手を開始線へ戻します。
- 2) 主審は「合議」の宣告と旗の表示を行います。  
※ 主審が反則に気づかない場合は、副審は試合中止の旗の表示を行い、続けて合議の旗の表示を行います。

試合者は、主審の合議の宣告があった場合、開始線で立ったまま納刀し、境界線の内側まで後退した後、蹲踞もしくは正座で待機します。

- 3) 合議の結果、反則となった場合は、主審のみが旗の表示を行い、反則を宣告します。
- 4) 反則の宣告にあたり、理由を必要とする場合は、選手にその内容を説明します。



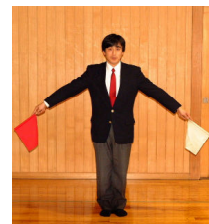
止 め



反則の表示



宣告



双方反則



合 議



◎試合が(つばぜり合いの状態)膠着状態になったとき の宣告と旗の表示

両旗を前方に出し、「分かれ」と宣告し、両選手を分かれさせ、続けて「はじめ」と宣告し、同時に旗を下げて基本姿勢に戻ります。

※ 一方の選手が境界線を背にしているような状態のときは、位置を調整して試合を続行させます。



◎中止の要請があったときの宣告と旗の表示

試合者より試合中止の要請(「タイム」)があった場合、主審はただちに中止の宣告と旗の表示をし、両選手を開始線の位置に戻し、中止を要請した選手に理由を説明させます。正当な理由と認められない場合は合議を行い、合議の結果によっては反則を適用することができます。



◎合議のときの宣告と旗の表示

両旗を右手に持って真上に上げ、「合議」と宣告します

※ 合議を要請するとき：有効打突の取り消し  
判定に対する錯誤  
反則の事実が不明瞭なとき  
など



※ 合議中は、両選手を境界線の内側に蹲踞して待機させます。



## 剣道審判員要領

(『付1 剣道試合・審判運営要領』より)

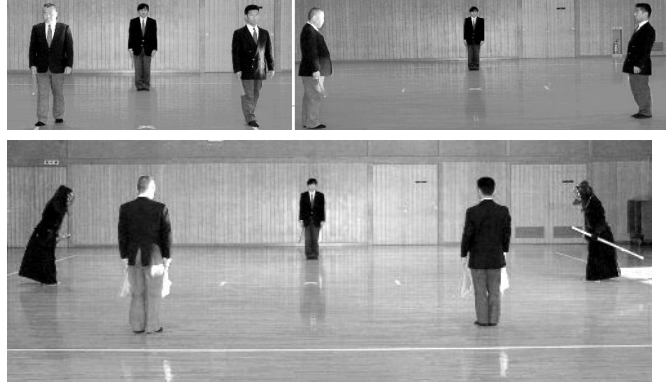
### 「入場等」

1. 審判員が入退場する場合、主審を中央に審判旗を右手に持ち、境界線内側中央に整列する。(審判員の移動・交替要領 第1図・第6図)。



### 「試合開始前の審判員の移動および旗の保持」

1. 審判員の移動は次による。
  - (1) 個人試合(第1試合)の場合、整列後、定位置へ移動する(審判員の移動・交替 要領第1図/第2図)。
  - (2) 団体試合の場合、整列し主審の号令により団体相互の礼後、定位置に移動する(審判員の移動・交替要領 第1図/第2図)。
2. 審判員の旗の保持は次による。
  - (1) 移動する場合、両旗を右手に持つ。
  - (2) 定位置に移動後は、主審は赤旗を右手、白旗を左手に持ち、副審はその逆(白旗を右手、赤旗を左手)に持つ。
  - (3) 交替する場合は、白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻く。



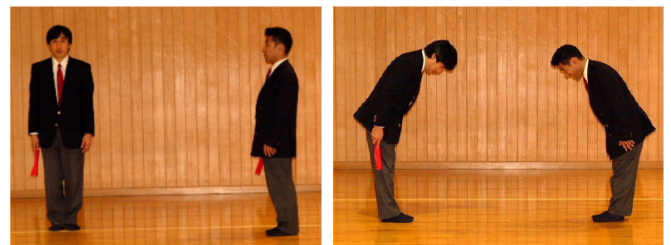
### 「審判員の交替」

1. 審判員の交替要領は、次による(審判員の移動・交替 要領第3図～第6図)。
  - (主審と副審の移動交替)
    - (1) 各審判員は、両旗を巻かずに、定位置に移動し交替する(第3図)。
  - (その場での審判員の交替)
    - (2) 各審判員は、両旗を巻き、次の審判員と相互の礼をし交替する(第4図)。
  - (移動しての1名の交替)
    - (3) 各審判員は、定位置に移動し、主審を終えた審判員は両旗を巻き、次の審判員と相互の礼をし交替する(第5図)。
  - (終了した審判員の交替)
    - (4) 終了した審判員は、両旗を巻き、整列をし次の審判員と交替する(第6図)。



### 「正面への礼」

1. 審判員は、正面への礼を次の場合に行う。
  - (1) 第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。
  - (2) 試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時 および決勝戦の開始時と終了時。
2. 主審は、次の場合に正面への礼の号令を行う。
  - (1) 個人試合の場合、審判員が定位置、試合者が立礼の位置についた直後。
  - (2) 団体試合の場合、審判員および試合者が整列した直後。



### 「その他の要領」

1. 審判員は、試合開始前、試合者の服装(剣道着・袴・目印・名札)の適否を確認する(試合・審判規則第5条 試合・審判細則第4条・第5条)。
2. 審判員は、試合者の用具(剣道具・竹刀・つば(鏢))の適否を確認する(試合・審判規則第3条・第4条 試合・審判細則第3条・第4条)。



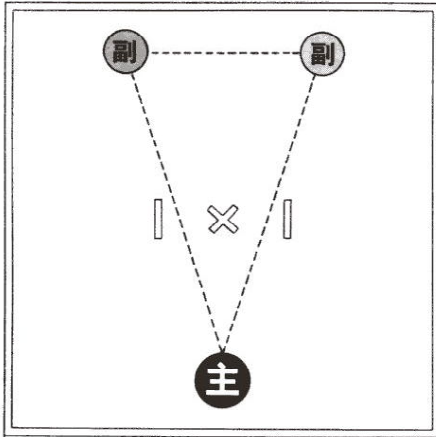
3. 主審は、試合者が不適切な礼法を行った場合、指導をする。
4. 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合もしくは行おうとした場合、厳正に指導する。
5. 各係員は、円滑な任務が遂行できるよう、審判主任または審判長を中心に事前に緊密な連携を取り、迅速かつ正確に任務を遂行する。
6. 掲示係は、審判旗の点検・確認をし、審判席に置く(1会場6組)。



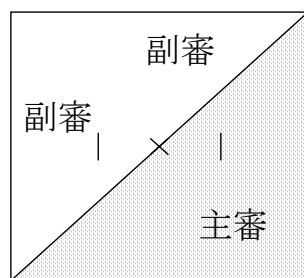
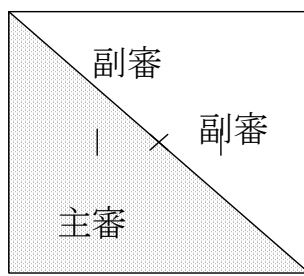
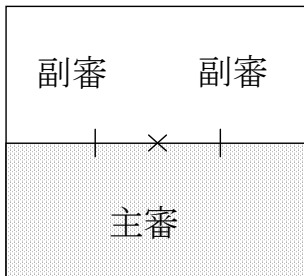
## 位置取りのポイント

審判員の定位置は、主審を中心に二等辺三角形が基本体系です。副審は主審の動きにしたがい、連係して見やすい位置へ移動するように心がけます。

状況によっては、主審と同じ側に立つことができます。常に選手の動きの先を察知するように心がけ、自然体で左右前後に素早く移動できるようにしましょう。

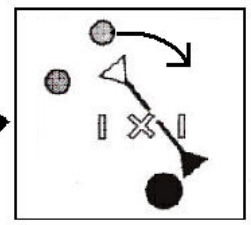
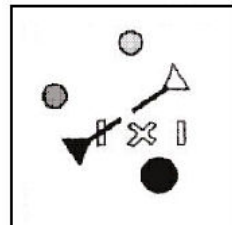
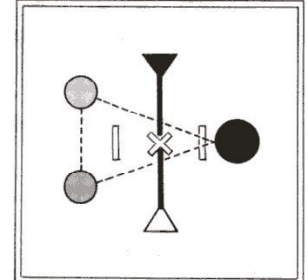
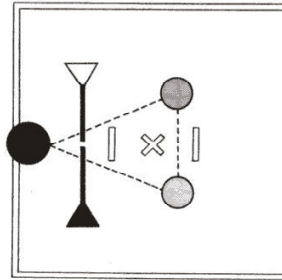
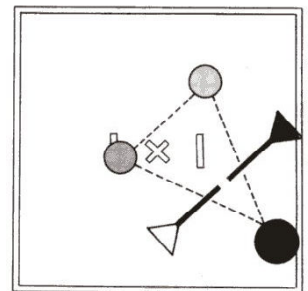
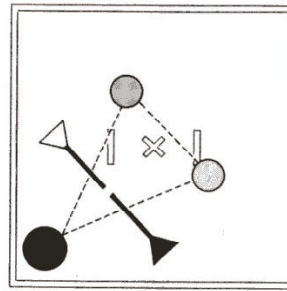
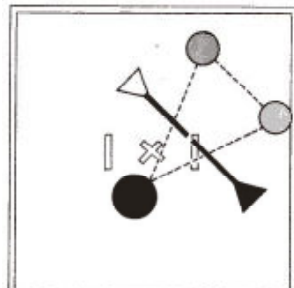
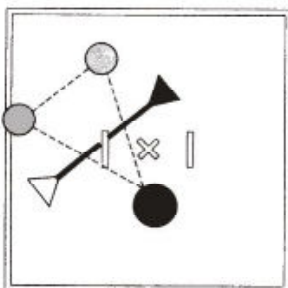


位置取りの基本



各審判の移動範囲

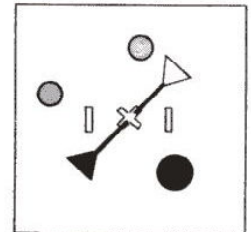
### 様々な審判の位置取りの例



一方の選手が大きく移動したら、審判員の位置も大きく変化します。

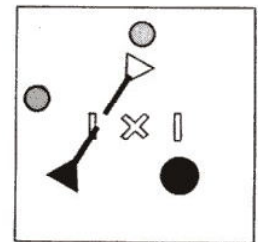
#### 選手に接近しすぎないこと

選手からは2～3m離れた位置に立つように心がけなければいけません。選手に近い位置に立つと、攻防に支障をきたすだけでなく、判定しにくい状況もできます。また、逆に選手から遠すぎる位置もいけません。



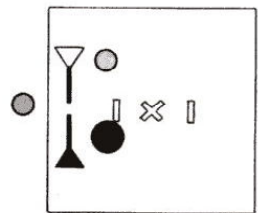
#### 選手の後ろには立たない

死角になるような位置に立つことは絶対にさげなければなりません。



#### 場外へでることもできる

審判員は状況により、場外へ移動することもできます。つねに選手の動き、他の審判員の位置どりに配慮し、適正な位置に移動するようにします。



審判員の位置どりは、有効打突判定、反則の見きわめを正確に行うために重要なポイントになります。理想的な位置どりが自然にできるように、十分な練習と経験を積み、工夫・研究することが大切です。



## 有効打突を見きわめる判定のポイント

- 1) 見る・・・目で確認する。  
姿勢・氣勢・間合い・体さばき・機会  
打突部位・竹刀の打突部  
強さと手の内の作用・刃すじ
- 2) 聞く・・・音で判断する。氣勢・打突部位・強さ
- 3) 経験と勘・・・理合いで判断する。すべてを統合したもの。

有効か無効かの判断は、言うまでもなく竹刀の打突部で、打突部位をとらえていたかどうかの確認が絶対条件です。目で見、音で聞き、体勢で判断することが有効打突を見きわめるポイントです。

## 判定するときの注意

- 1) 相打ちの判定は一瞬、間をおいてから。  
特に相打ちの面は、どちらが先に打突部位をとらえたかが判断のポイントになります。自信のないまま旗を上げてしまうと誤審になりかねません。相打ちのときはよく見きわめて判定しなければなりません。
- 2) 浅い打突・軽い打突・流れた打突は有効にしないこと。  
小手先だけで竹刀を操作し、ただ当てるだけの打突は有効打突として認められません。
- 3) 旗の表示タイミング。  
明らかに有効であるとわかる打突であれば同時に旗を上げても問題はありませんが、状況によっては早く上げすぎてしまい、すぐ下げる、旗を上げ変える等の行為を繰り返さないように注意して下さい。旗を上げるタイミングは打突より一瞬おいて（約半呼吸）から、よく見きわめて自信をもって旗を上げるように心がけましょう。

## 最後に

三橋秀三範士が著した「剣道」（大修館書店）には次のように書いてあります。

「剣道は、試合者と審判員及び観衆によって成立します。したがって、審判員は、試合者が納得するとともに、観衆にも満足を与え、剣道に正しい方向づけをすることが大切です。そのために、審判員は試合規則並びに審判規則にそって正確な判断をし、適切な方法で運営し、判定をする能力がなければならない。」そして、審判員の資格として次の7つをあげておられます。

- 1) 剣道の意義・目的及び特性を熟知していること
- 2) 公正に行うこと
- 3) 規則に精通していること
- 4) 剣の理法を熟知していること
- 5) 審判技術に熟達していること
- 6) 健康であること
- 7) 自信を持つこと

審判技術の向上を目的に審判を練習する機会が多いですが、立派な審判を行えるようになる為には、剣道の修練、剣道の研究、日ごろの健康管理、経験、公正な人格の完成等、長い月日をかけて積み重ねていかなければ習得できないものばかりです。

立派な剣道人、立派な審判員を目指して、日々の切磋琢磨が大切です。

# 鏢競り合い改善の補足事項

全国高体連剣道専門部

## 1 改善の趣旨

現在、高校剣道の試合において試合時間の大半を鏢競り合いに費やしている現状がある。その中で不当な鏢競り合いや、中途半端な間合から公明正大さに欠ける試合行為が多く誘発されている。これを改善するために、①正しい鏢競り合いを徹底させる②試合時間の大半を「鏢競り合いに費やす試合展開」から「間合を取り、対峙して攻め合う試合展開」に変えていく。

## 2 鏢競り合いの開始と10秒について

鏢競り合いの開始は、「正しい鏢競り合いの形」に入ったところからとし、そこから10秒の対象とする。

ア、試合者双方が接触してから「正しい鏢競り合いの形」に入るまで、勢いや流れでさまざまな動きが生じるがそのような試合行為中はまだ鏢競り合いとは見なさない。ただし、そのような試合行為をいつまでも続けて技を出さない、または「正しい鏢競り合いの形」に入らない場合は、「時間空費」または「不当な鏢競り合い」の反則とする。

イ、試合者双方が接触してから、「技も出さない」、「正しい鏢競り合いの形」にも入らない場合の時間や回数は具体的に定めない。主審は試合行動の勢いや一連の流れとして適正か否かで判断する。

ウ、「10秒の時間は目安であり、時計等で計測するものではない。したがって、審判員は10秒に対する時間感覚をより正確に磨く必要がある。試合者も稽古等によって10秒の感覚を身につける必要がある。

エ、審判員は機械的に10秒を判断するのではなく試合の攻防や流れをよく見極めて、試合者が引き技を出そうとするか、または分かれようとする場合は、10秒程度の裁量の中で試合をそのまま流すか、または合議をかけるかを判断する。この場合の合議は、時間空費の反則か否かを判定するものである。（不当な鏢競り合いの反則か否かの合議は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は合議をかける。）

## 3 正しい鏢競り合いについて

ア、「正しい鏢競り合いの形」を示し具体的なイメージの共有を図った。

イ、技を出すための崩しや間のつくりによって「正しい鏢競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。ただし、そのような試合行為をくり返すだけで技を出さない場合は、時間空費か不当な鏢競り合いの反則とする。この場合、そのくり返しの回数や時間は具体的に定めない。主審は今回の改善の趣旨に則り判断する。

ウ、不当な鏢競り合いの「反則」は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は試合を中止し合議を行なう。



#### 4 正しい鍔競り合いからの技について

ア、正しい鍔競り合いからの引き技を高校剣道から消滅させないために 10 秒程度の時間を保障した。

イ、正しい鍔競り合いからの引き技およびその引き技に対する瞬間的な応じ技は有効打突となり得る。

ウ、正しい鍔競り合いから一方が引き技を出した。これに対し、他方が追い込んで技を出すことはよいか？  
回答. 引き技を出した相手に対し、追い込んで打突する試合行為は何ら問題にならない。(勝浦研修最終日に確認済み)有効となり得る。また、追い込んで来た打突に対する応じ技もあり得る。

エ、鍔競り合いから引き技を出し、すぐに前に出て打突する技は有効となるのか。

回答. 引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。したがって、それに続く次の打突もあり得る。しかし、引き技が「一本にする意思がなく時間かせぎのような打突」であると判断された場合は、鍔競り合いの解消とは見なさず時間空費の反則か否かを見極めることになる。

事例①引き技で「面一面」の二段打ちがあつたとする。一本目の面は軽く二本目の面で決めようとする技と見なされた場合は、「面一面」で一つの技と解釈できる。このような技と「一本にする意思がない時間かせぎのような打突」は区別する必要がある。審判員技術の問題となる。

事例②引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。引く距離や時間で決められるものではない。時間かせぎのような見せかけの打突ではなく、引く技として見なすことができれば、たとえお互いの間合が接近していても鍔競り合いの解消と見なす。

オ、正しい鍔競り合いの状態から相手が鍔競り合いを解消しようとして、まさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。

#### 5 鍔競り合いの解消について

鍔競り合いの解消は、(1)引き技を出した場合、(2)お互いに間合を切って解消する場合の二通りとする。

##### (1)引き技を出した場合

明確に剣先が触れない位置まで間合が切れなくとも、鍔競り合いの解消とする。その直後に再度正しい鍔競り合いとなった場合はそこから 10 秒を数える。ただし一本にする意志がなく時間かせぎのように引き技をくり返すような試合行為は、「時間空費」の反則とする。また、引き技に対して技で応じるわけではなく、間合いを詰めて体を密着させたり鍔競り合いに持ち込んだりするような試合行為をくり返す場合は、「時間空費」の反則とする。

##### (2)お互いに間合を切って解消する場合

お互いに呼吸を合わせて分かれ、剣先が触れない位置まで間合が切れたときとする。

ア、鍔競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに潔く間合を切って分かれることと

する。この場合、分かれる途中の近間、中間で出した技は有効打突としない。ただし正しい鍔競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。お互いに呼吸を合わせて潔く分かれることが前提であるので、一方が間合を切ろうとしなければその選手を反則とする。たとえば、間合を切ろうとしている途中の近間、中間から前に出て間合を詰めたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落とすをねらうなどの試合行為は反則とする。

ウ、お互いに間合を切って解消する場合、相手の竹刀を裏鎧で制しながら間合を切ることはあり得る。

エ、鍔競り合いを解消するために分かれようとする試合行為は、「正しい鍔競り合いの形」に入ってから10秒程度に至るまでのどの時点でもよい。

オ、正しい鍔競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。」ということは、鍔競り合いを解消するために分かれようとするときは気を抜かず、油断しないで相手を制しながら分かれなければならないということになる。

カ、ライン際近くで分かれる場合、ライン際の試合者は回り込むなどして場外に出ない行動を自分の責任においてとることとする。ライン際の試合者は引かず、相手が一方向的に引かなければならないということではない。

キ、お互いに分かれて鍔競り合いを解消しようとしたが、「剣先が触れない位置」まで間合が切れていないのに打突した。どのように処理すべきか？ また、この打突に対して応じて技を出す場合があるが、どのように処理すべきか？

回答. 鍔競り合いの解消は剣先が触れない位置まで間合が切れたところとする。その途中での技は有効にしない。これが前提である。したがって、「剣先が触れない位置」まで間合が切れていないのに打突した場合、審判は直ちに「止め」をかけて試合を中止させる。この場合は反則としないで開始線に戻し試合を再開させる。

回答. 「直ちに『止め』をかけて試合を中止させる」ことで、試合者相互に【剣先が触れない位置まで間合が切れていないため「鍔競り合いの解消」にならなかった】ということ認識させる。しかし、同様の行為を再度くり返した場合(2回目)は「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

回答. 「剣先が触れない位置」まで間合が切れていないのに攻め始めたり、上段をとったりする行為が行なわれた場合も同様の考えで、1回目は直ちに「止め」をかけて試合を中止させ、反則としないで開始線に戻し試合を再開させ、2回目からは反則とする。

回答. 全剣連の試合審判規則には「指導」がないので、高体連としても「指導」という形はとらないが、1回目の措置で【鍔競り合いの解消にならなかった】ということ試合者に認識させる指導的な効果を与えることにした。ただし、2回目からは反則とする。**〈この措置については平成20年度に実施し、その結果を踏まえて「1回目より反則にすべきか」について平成21年度の専門委員会議で見直す予定である。〉**

回答. 間合が切れていないのに打突した場合は、直ちに「止め」をかけて試合を中止させるので、その打突に対して応じた技は判定の対象としない。

ク、お互いに鍔競り合いを解消しようとして分かれたが、「剣先が触れない位置」まで間合が切れる前に、

剣先を開いたり下げたりした場合はどう処理するのか?

回答. 分かれる場合は、相手の剣先や竹刀を制しつつ気を抜かずに問合を切ることを前提とする。したがって、平常の指導場面でこのことを徹底させる。鏝競り合いが解消する前に、多少剣先が開いたり下げたりしたとしても、お互いに「剣先が触れない位置」まで潔く問合を切るならばそのまま流す。ただし、剣先を開いたり下げたりすることによって、「剣先が触れない位置」まで問合が切れたか否かを曖昧にさせるような行為と判断した場合は、「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

ケ、お互いに鏝競り合いを解消しようとして分かれたが、双方の引く距離に大きな違いがある場合、引く距離の少ないほうを反則にするのか?また、この状況で分かれる途中で一方が打突した場合、打突したほうを反則とするのか?

回答. お互いに問合を切ることが前提であるので、一方が問合を切ろうとしなければその選手を反則とする。したがって、明らかに一方が少ししか問合を切らず、一方的に相手に問合を切らせる行為と判断できれば反則とする。(この事例のように分かれ方に問題がある場合は、その時点で「止め、合議」として反則か否かを判断する。「止め」のタイミングが遅く、次の打突を誘発させるのは審判技術の問題であり、こういう状況を作ってはならない。)

コ、正しい鏝競り合いの時間を 10 秒程度保障しているが、一方が 10 秒経たずに相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとって分かれようとした。それに対し他方が分かれさせないように体を寄せる行為は、1 回でも反則となるのか。

回答. 鏝競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに問合を切って潔く分かれることが前提である。したがって、この事例のように体を寄せることで問合を詰め、自ら問合を切ろうとしなければその選手を反則とする。また、お互いに問合を切る途中で止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為も反則とする。(一方が鏝競り合い解消のために「正しい鏝競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間」は相手が技を出す機会として認めている。しかし、この事例のように一方が相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってしまった時点では、相手も呼吸を合わせて問合を切って潔く鏝競り合いを解消しなければならない。このような間をとってしまった時点からは、問合を切ろうとしないで体を寄せたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為は反則とする。)

サ、「正しい鏝競り合いの形」から鏝競り合いを解消するため、相手の体を崩すなどで、一方的かつ瞬間的に相手が問合を切った場合、剣先が触れない位置まで問合が切れなくともそこを追い込んで打突することは反則となるか?

回答. この事例のような「一方的かつ瞬間的」な分かれ方と「相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってお互いに呼吸を合わせて」の分かれ方は区別する必要がある。したがって、この事例の場合、追い込んで打突することは反則にならない。有効になり得る。ただし、ただ追い込んで問合を詰めて鏝競り合いに持ち込むだけであり、かつ10秒を超える場合は時間空費の反則とする。

シ、接触後、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうとせず、すぐに分かれようと問合を切る行為はどう処理すべきか?

回答. 「正しい鏝競り合いの形」に入るまで、勢いや流れでさまざまな動きが生じることはあり得る。この事例のように、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうとせず、分かれるために一方的に問合を切ってさが

る場合は、①そのまま分かればとくに処理する必要はなく流す、②一方的に間合を切ってさがろうとするところを攻めて打突することは反則にならない。有効になり得る、③お互いに技を出すこともなく、「正しい鏝競り合いの形」に入ろうともしないまま10秒程度が経過したら、この状態を長引かせているほうを時間空費の反則とする。

6 「分かれ」については、主審が高校生レベルのこう着状態と判断せざるを得ない場合のために、「分かれ」を活用する余地を残した。

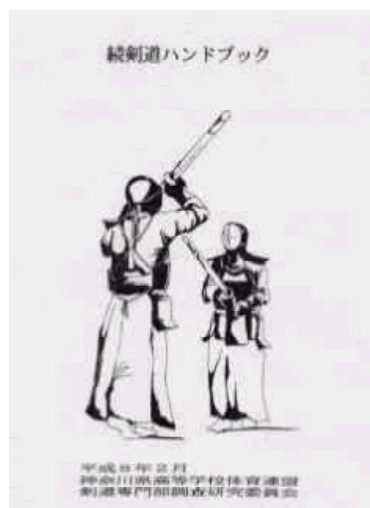
(1) 試合者双方が正しい鏝競り合いで攻防し、分かれようとしているが分かれられない状態と判断せざるを得ない場合「分かれ」をかける。(ただし、分かれようとする努力がなければ反則となるので、その見極めを厳密に行なう必要がある。)

(2) 今回の改善策を徹底すれば、試合は活性化し実質的に「分かれ」をかける場面はなくなるはずである。そういう意味で安易に「分かれ」はかけないようにする。

## 『剣道ハンドブック』のあゆみ



第1集『平成6年剣道ハンドブック』  
発行日 平成6年2月9日 51頁



第2集『続剣道ハンドブック』  
発行日 平成8年2月 28頁



第3集『剣道ハンドブック第3集』  
発行日 平成10年2月4日 52頁



第4集『剣道ハンドブック第4集』  
(神奈川県ゆめ国体・サポート事業報告書)  
発行日 平成11年2月3日 64頁



『剣道ハンドブック』CD-ROM版  
発行日 平成14年2月6日 31頁



第5集『剣道ハンドブック第五集』  
発行日 平成16年2月4日 54頁